

令和7年 第124回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和7年6月17日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和7年6月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1 番 小 島 義 次	7 番 松 岡 宣 彦
2 番 木 村 秀 幸	8 番 藤 森 正 晴
3 番 小 寺 俊 輔	9 番 藤 原 資 広
4 番 廣 納 良 幸	11 番 栗 原 廣 哉
5 番 安 部 重 助	12 番 澤 田 俊 一
6 番 吉 岡 嘉 宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	中 野 憲 二	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木 村 弘 美
税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井 出 博	町参事兼事務長	北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事			高 階 正 三

..... 藤 原 一 宏	病院総務課長兼施設課長
農林政策課長 前 川 穂 積	 井 上 淳一郎
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	教育課長兼給食センター所長
..... 岩 田 勲	 児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長	
..... 石 橋 啓 明	
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	
..... 高 橋 吉 治	

午前 9 時 3 0 分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 124 回神河町議会定例会の第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前にお知らせします。本日、神戸新聞社記者から本会議の様子を写真撮影したい旨の申出があり、これを許可しておりますので、お知らせしておきます。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、これを順次許可します。

なお、議会運営基準第 91 条及び第 91 条の 2 の規定により、質問は 1 要旨 1 問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員 1 人につき、質問、答弁合わせて 60 分以内となっています。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第 12 条第 1 項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式で行うと定めています。

同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第 3 項では、議員及び町長は、限られた時間内で効率的に議論を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のため、ここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、9番、藤原資広議員を指名します。

9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） おはようございます。ただいま議長から発言の許可を受けましたので、これから一般質問を始めさせていただきたいと思います。

最初に、総務省の公立病院経営強化ガイドラインに基づきまして、このたび作成をされました神河町病院改革委員会の答申への取組についてお尋ねをしたいと思います。

現行の病院経営形態を少子高齢化時代にも即応でき、かつ町民が求めている地域の中核病院にどう改革させ、希望する地域医療に貢献していこうとされているのか。そして、病院改革に向け、まず改革を進めていくために必要なのは、病院改革委員会から指摘を受けた課題が現場でどのような要因で発生したかを現状分析し、問題点や課題を明確にし、整理することで、全職員が共通の認識の下で業務改善に取り組めていけるものと思っています。

そこで、公立神崎総合病院の経営改善計画の内容について、まず1点目、目指している地域医療の形態とはってということで、お答えを願いたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤原議員の御質問にお答えさせていただきます。

公立神崎総合病院はこの地域になくてはならない病院であると認識しています。公立神崎総合病院経営改善計画の中で、今後、高齢化と人口減少が進む神河町において、地域住民のニーズに応えるため、急性期から回復期、そして慢性期医療に在宅医療を加えた地域密着型多機能病院を目指すこととしています。

公立神崎総合病院は、神崎郡唯一の一次、二次救急を担う急性期病院であり、90床の急性期病床を備えています。収益面においても、救急患者の受入に頼る割合が大きく、今後も播磨姫路医療圏域において姫路の高次救急病院と地域の開業医のハブ的役割を果たすことが強く求められていると考えます。一方、急性期と在宅移行の間の医療を担う地域包括ケア病床50床を備え、患者の在宅復帰に向けた医療支援を提供しており、在宅医療を強化することで、地域密着型多機能病院の実現を目指していきます。

それを実現するためには、医師、看護師、医療技術者をはじめとするマンパワーの確保が最優先となります。そのため、病院の特色を生かした採用活動が必須です。現在、当院の医師をはじめとする医療スタッフは充足しているとは言えない状況であり、医療スタッフの高齢化も問題となっています。町としても、病院と協力し、大学医局や兵庫県、はり姫をはじめとする医療機関等への働きかけを強化してまいります。一方、公営企業である以上、収支を常に念頭に置くことはもちろんであり、救急患者の積極的受入れ等や新たな診療報酬加算の取得等により、いかに収益を上げるかにも注力していく必要があります。

経営改善、人材確保など課題は多いですが、地域密着型多機能病院の実現に向け、今後も病院と緊密な連携を行い、神河町をはじめとする地域住民のための医療体制の構築

を進めてまいります。

以上、藤原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 最近の年齢別人口構成グラフを見ますと一目瞭然なんです、診療圏区域内の少子高齢化の進度を念頭に置くとき、外来患者も年々高齢化していくための対応措置と理解してよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。今の藤原議員の御質問の回答をさせていただきます。

病院といたしましては、手術などを含む急性期患者を多く受け入れまして、外来、入院収益を増やすことが経営上大変重要と考えておりますが、少子高齢化が加速度的に進行している当地域におきまして、今後ますます老老介護、はたまた多重介護などが増加していくことが確実となっております。地域住民の皆様の御負担を軽減し、御自宅等で必要な医療を受けることができるように、令和6年7月から訪問診療を開始いたしております。また、限定的ではありますが、療養病床の運用も始めております。これらの措置におきましては、診療単価等も低く、必ずしも収益増にはつながらないと考えておりますが、地域の病院として多くの方々から求められる医療の提供と位置づけまして、できる限りニーズに応えていくことができるように展開していきたいと考えております。

以上、藤原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 兵庫県の縦軸の312号線のラインでいいますと、北に豊岡病院、それから朝来医療センター、そしてここの病院、そして南にははりま姫路総合医療センターがあります。この医療圏域で、当病院の担う医療とはどういうものなのか、また、播磨姫路保健医療圏では、地域の医療構想として高度急性期、急性期、慢性期の機能転換と回復期の充実が求められておりますが、体制を構築する上での懸念事項もあると思いますが、どのように考えておられるのか教えていただけませんか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階でございます。今の藤原議員の御質問に答えさせていただきます。

県立総合病院といいますが、今、尼崎、西宮、加古川、姫路、丹波、淡路に設置されておりますが、当地は県立病院群の空白地帯というふうを考えておりまして、人口減が顕著な過疎地域において不採算部門についても担っていく必要があるという公立病院としての責務を果たすことが重要と考えております。医療体制構築や維持のためには、当然医療スタッフの確保が最重要課題ということと認識しております。

以上、藤原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（９番 藤原 資広君） そこで一つ気になっているのが、地域包括ケアの問題が出てきます。急性期となってその２つと一緒にされようとしてるんですけども、これは地域の特性で、もう仕方ない話なんです。

そこで、じゃあ、このタイプにしたときに、今から先、病院が維持できるかいうことなんですけども、どうしても診療報酬の点数は低くなってきます。その中で、どのようにしていこうとされているのか。当然、職員の話も出ておりました。職員も医療職は６０歳ぐらい、それから看護職も４５歳、当然医療職でいきますと、あと５年もすれば定年も迎えてきますんで、それを踏まえた上で、この病院をこの形態に持っていったときにやっていけるのか、長期的に維持できるのか、それについてちょっと考え方をお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。今の藤原議員の御質問、確認なんですけど、１点目としては、こういうハイブリッドな形態で病院が維持できるのかという話と、医療スタッフの確保についてどう考えているのかということが御質問の趣旨で合っておりますでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 一応、反問ということです。後になりましたが、許可をします。９番、藤原議員。

○議員（９番 藤原 資広君） 藤原です。そのとおりです。

なぜかいうたら、やっぱりこの体系にしたときに、当然病院が維持できる形にしていかなければなりません。やはり今言いましたように、先生も高齢化を迎えてる、年齢上がってるということで、もう５年もすれば定年を迎えてくるんで、その段階でこのやり方でしたときに、病院が運営できるかどうかということなんですけども。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。今の藤原議員の御質問に回答させていただきます。

まず、１点目です。要は急性期病床、私ども二次救急を担ってる急性期病院としてやっておりますが、それに加えて、先ほど御説明した地域密着型多機能病院を目指す中で、要は在宅ニーズについても今後役割を広めていかなければいけないということで、議員の御指摘のとおり、当然在宅部門についてはそこまでの収益が上がらないという事実ですし、一方で、急性期だけでこの病院を担っていけるのかは、ちょっと今の人口傾向とかいろんなことを考えると、やはり限界があると思います。

ただ、一方、現時点で急性期病院が、お断り事例とかもチェックはしておりますが、十分限界まで機能してるのかといったら、まだ余分というか、まだ伸び代はあると思いますので、そこはより急性期受入れを強化しつつ、一方で、住民のニーズにあります在宅医療についても強化していきたいと。在宅医療につきましても、項目によりましては、より強化する中で加算が得られるものもございますので、その辺、今年、総合戦略室と

いうものを設置しておりますけど、そこのメンバーと共に検討をして、そういう働きかけを行おうとしてるところですので、なかなかバランスというのは非常に難しいと思うんですが、一方で、急性期部門で収入を確保した上で、それで在宅支援を回すというのが大事だと思います。

あともう1点、私もちょっと発言で申しましたが、職員が十分に充足しているかというのは否であるということと、それから高齢化ということですね。特に医師は診療の中心になりますので、どうしても必要不可欠ということで、特に内科医とかの獲得が急務となっております。現在、院長を含め、町長の答弁にございましたように、医局であるとか、例えば場合によっては業者紹介も含めまして、いろんなコネクションを使って多方面から今募集をかけております。募集も全然ないわけではないんですけど、その中でうちの病院のニーズに合った医者が見つかるかということ、先方の御意思もございますので、その辺調整しながら、できる限り確保。当然、先ほど言われました定年の関係で、どうしても平均年齢が高いので、働き盛りの医師が減っていくという状況は非常に重たいと考えておりますので、あらゆる面、例えばはり姫等からの、非常勤ではございますが、応援をいただくとかいうのも一つの手であるかなと考えておりますので、看護師も常時募集しておりまして、ほかの医療技術者も含めて、当院、なかなか募集状況としては厳しい状況にあるんですけども、いろんなチャンネルを使いながら、積極的な募集を検討したいと考えてます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。そしたら、関係機関との連携強化ですけども、急性期を担う基幹病院、姫路市のことですけども、それと地域医療を担う診療所のすみ分けをどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの藤原議員の御質問に回答させていただきます。

はりま姫路総合医療センター、はり姫ですね、令和6年度の経常損失が、聞くとところによると約20億ということで、かなり巨額な額になっていると。当然、ほかの県立病院も軒並み同じような状況でございまして、先日、はりま姫路総合医療センターの医師2名が当院を訪問されまして、今後における連携強化について院長を交えて協議したところ、地域基幹病院だけでなく近隣の診療所なども含めまして、それぞれが担う医療についてすみ分けが必要と考えてる。はり姫自体は機能は整った病院ですけど、全部受けると当然医療的にパンクしますので、患者さんの深刻度というか、症状の状況によりまして、ファーストタッチはやはりかかりつけ医である診療所が担っていただく。そこで、これはという話とか、ちょっと検査等が必要やということだったら、そこを担うのが私どもの公立神崎総合病院であると考えておりますので、そこで完結できるのであれば当院で入院していただくと。ただ、さらに緊急度が増すとか、ここではちょっと高度医療は

難しいとなると、基幹病院であるはり姫という形で、すみ分けというのは、当院に限らず、今後の地域医療については、すみ分けいうのがやっぱし、いかに効率、円滑的に連携を図るのが大事になると考えています。

以上、藤原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 藤原です。そしたら、答申の冒頭にも、郡内唯一の公立病院としての急性期、それから慢性期機能を発揮し、地域医療を守る役割を今後も担う必要がある。また、町の地域包括ケアシステムを進化させるためにも、在宅医療を含む機能を充実させる必要があると書いてあるんですけども、どのように発揮されるか、ちょっとだけ考え方を教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。ただいまの藤原議員の御質問の回答をさせていただきます。

病院といたしましては、やはり手術等を行う急性期患者というのは当然収入源ではありますので、緊急度が高いので積極的に受け入れるということは大事に考えております。それがひいては外来入院収益につながるというのは大事なところなんです。

ただ、一方、先ほども申し上げましたように、今後ますます高齢化が進みますので、どうしても病院まで来れないというような患者さんも多くなってきますし、患者さんとしてはどうしても病院よりは御自宅で生活したいというような思いが強い患者さんが多くございますので、その辺をいかに在宅に持っていくかという支援が必要という中で、老老介護、多重介護も当然増えておりますので、その中で、例えば訪問診療、それから、レスパイト入院と申しまして、要は医療が必要な、特養とかでいいますとショートステイ的な、短期的な入院というのですね、それで、レスパイト、ちょっと一休みといった意味があるようなんですけども、介護されてる、介護というか、患者さんをふだんお世話されてる方がちょっと一息つけて、一方で、医療的なチェックも病院で行うというようなことが非常に有効に使えればと思っておりますので、そういった形で、いろんな面で、在宅、それからかかりつけ医も含めまして、患者さんの安定的な生活を維持できるような形で考えていきたいと思います。

以上、藤原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 藤原です。ここの病院は昭和 55 年からかな、神崎保健センターできたのも多分その頃だったと思います。そのときに、3 期目の工事終わって、病床が 110 ほどあったのかな、それで伝病が 15 ほどありました。それから、どんどんどんどん今の形態になってきとんですけども、当然、その当時一生懸命働いてくれた職員が今の状態で残ってますんで、もう平均的にも高齢化しても当たり前なんですけども、その中で、冒頭にもあったんですけども、医療職の確保の問題出てきます。当然、

若手の医師の中にいきますと、総数は、医師数は増えてます。けども、じゃあ実際、地域医療まで来てくれるかっていったら、なかなか来てくれないという問題があります。

そうして考えたときに、ここの病院が若手に魅力ある、来てもらえるような多分つくりも必要になってくるやろうと思いますし、また、看護師さんにしても同じような現象だと思います。やっぱり近くのほうがいい。言うても、ここにおける職員につきましては、当然ここで生活するためにも根づいてしてくれてますんで、なかなかどうこうできないんで、やっぱり時代で変えていかないと病院も維持できないんで、いわゆる医療職の更新の在り方、早めにやっていかんと持たない話なんで、それについての取組なりあれば、また考え方があれば教えていただきたいんですけども。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。ただいまの藤原議員の御質問に答えさせていただきます。

特にマンパワーの確保というのは非常に重要、何度も申し上げますけど、非常に大切なことだ考えております。医師数はそんなに減ってないけどっていう御指摘もございました。実際のところ、どういったらいいんですかね、二極化と申しまして、要は主力の医師が60代あたりに固まってて、一方では若手の、本当に若い先生方が一部ちょっとグループになってるような形で、要は中間、これからの当院を担っていく医師というのが実際のところは確保できてないのがうちの大きな問題点と考えております。一方で、いきなり当該医師が、今後の主力医師が来てくれるかどうかというのは、非常にこの地域状況から考えるとかなり難しいのかなと。

当院といたしましては、やはり医師の高齢化というところで、一方で若手の医師をいかに確保するかということを考えておりまして、それを今やっておりますのが県の養成医であるとか、それから大阪医科薬科大であるとか神戸大のほうから、1か月、短期ではありますけど、短期の研修医の先生方、それから1年、それも1年単位ではあるんですけど来てくれる先生、それから、その辺を補完するために、要は非常勤の先生方を中心に、今は何とかやりくりしているということです。

やはり今後、議員の中にもありましたように、この地域に根づいていただける医師をいかに確保するかというのが大事になりまして、ちょっと神戸大の学長の先生とお話しするときにございまして、その中で、やはり地縁の医師をいかにつかまえるかということですね。この地域にゆかりがある、こちらで生まれたとか、こちらにちょっと赴任したとかいうような形で、やっぱり何らかの関係性がないと、なかなか居着いてはもらえないんだよと。だから、そういう人がいれば、いかにその人を離さないかということを手説されまして、なるほどなということで院長と一緒に話を聞いたんですけども、そのためには、こちら、研修医の形、研修医で来ていただける先生とか、地縁、こちらの学校を卒業された方、だから、例えば奨学金、これもちょっと十分に機能してるとはいえないんですけど、一つは奨学金。看護師についても同様の奨学金を設けておりますの

で、そちらのほうはかなり効果的には運用させていただいてると考えております。

それから、さらに、夏場に二、三日とかであるんですけども、医師を目指す高校生であるとか、それから若手の先生、それから当院の医師とかが一緒になって、地域医療を体験しようというちょっと合宿的なことを毎年やってるんですけど、それはもう非常に定着しておりまして、参加者には非常に好評を博しておって、中には実際に高校を卒業して大学で医学部に入ったという方もいらっしゃるの、ちょっとかなり気の長いというか、長期的なお話なんですけど、そういった地道な努力というのも大切なこと。

あとは、ちょっといろんな、世の中インターネット社会になってますので、業者と、それからいろんな形でマッチングとかがございますので、その中からいい医者を見つけるいう可能性はなかなか厳しいというのは聞いておりますけども、できることは全てやっていこうというような形で、いろんな形で、例えばこちらの地元で、例えば病院の医局とかで働いてるけど、お父さん、お母さんが地元で診療所やって、そこにいずれは帰らなあかんけど、ワークッションするために例えば当院でその前のちょっと修行をしてもらうというふうな形の医者とかもつかまえられるかなっていうことで、院長とかはちょっと画策をされているようなので、ちょっとなかなか成果は出てないんですけど、そういったいろんな視点で、あらゆるチャンネル利用して、医師並びに看護師等についても確保していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 藤原です。今言われたとおり、確保のためにいろいろ取り組まれてることはもう理解したんですけども、町といたしましても、大学病院なり、また一定の診療科に寄附金として5,000万ほど出してます。また、医師確保、医療職の確保のために修学助成金のほうを出してます。

その助成金のほうでも何かそういう効果があったのか。長年してきとるんですけども、やっぱりなかなか確保しにくい中でのこの制度です。もともと今、説明いただいたように、少しでも地縁があれば、そのためにも助けて支援して、ここへ来てもらおうと思って取り組んだ制度なんですけども、それ、効果が何ぼかあったか、ちょっと効果度合いを教えていただけないでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま修学資金の貸与の件で御質問があったと理解をしております。

まず、医師についてですけれども、平成21年4月にこの制度を創設しまして、今年度で16年目に入っております。この間に8名の方に修学資金を貸与してまいりましたが、現時点において2人が貸与金を返還されてます。1名が神戸大学の医学部に入局して他の病院で現在勤務中、2人が医師免許を取得して専門医の研修中、そして3名が現在修学中ということでございます。

現時点で、当院の勤務を念頭に研修であるとか、修学中の方が6名いる状況でござい

ますし、次年度以降、貸与をしている方のうち、内科医の入職も次年度以降で現在調整中ですので、一定の成果は出てるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 藤原です。もう一つ気になるのは、先生の傾向なんですけども、昔は総合的診療とか地域の内科医だとか大きなカテゴリーで専攻されるのが多かったんですけども、最近の学校関係は細分化、内科でもこの部門、肝臓部門だとかいろいろなのに分けられて細分化してます。まして、その分野でやっぱり極めていきたいという若手の方がおられたときに、実際おられるんですけど、そのことを考えたときに、今日指そうとしてる病院で、何ていうんですかね、ちょっと関心を持って来ていただけるような、やはりこの病院の体系も維持できるのか。

今、急性期と言われてるんですけども、やっぱり急性期なりは急性期なりのやっぱり魅力ある特徴も出していかないと若手の医者の確保もしにくいと思うんですけども、今の学生の動きとここの病院の今後の診療体系の在り方によって、多分医師の、入ってきてくれる方の考え方も変わってくると思いますんで、その辺の考え方がもしあればお聞かせ願いたいと思うんですけども。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。ただいまの藤原議員の御質問に回答させていただきます。

議員御指摘のとおりただいま非常に医師の傾向というのは多様化していると。一方では、議員言われたように、より専門的な知識、より高度な技術を学びたいという医師は一定数いらっしゃいます。一方で、どちらかという、より自分の肉体的、精神的負担が軽い医師、例えば最近でいうと美容とか皮膚科とか整形、整形いうても本当に美容整形のほうですね、そういった形を目指す方もあって、二極化してるのではないかなと思います。

そういった、医師が、いろんなニーズが多様化する中で、いかにうちがそんな先生方の気持ちをつかまえて、来ていただけるというのが御質問の趣旨だと考えております。ただ、一方で三次救急とかであれば、例えばロボット手術機を入れるとか、逆に言ったら、今日であるとそういった手術機がないと何か学生を送ってくれないというような話もちょうと聞いている次第ではございます。ただ当院としましては、そこまでの身の丈に合っていない投資というのは今後の将来的な経営計画にも負担が出るのでやっぱり現状で。ただ、当院といたしましては、一応検査機器といたしましてもMRIだとか、CTとか、それなり、私も着任して思ったんですけど、規模的、位置的には非常に何かちゃんと機器はそろってるなっていうのが私、第一印象と考えまして、いかにそれを維持していくかというのが、一定水準の医療、検査ができるというのは大切なことかなと。できないと検査ができないから、ほかの病院にもう行かざるを得ないという形で、受入れ自

体もできないということはそういった症例の患者にも当たれないということにつながりますので、いかに現状を維持できるような形で費用を捻出していくかというのは一つの問題かと思います。

一方で、やっぱり地理的要因ですね。当院、非常に、何ていうんですかね、本当に過疎のもう医療限界とかいうところでもないし、一方では交通機関が非常に発達してまして、姫路にもすごい短時間で出られるという形で、ちょうど中間的な形で、いろんな要素を重ね持っていると。例えばただ、僻地医療といった形で診療所にこちらから行って、そこで僻地医療的なことも担っていくと。非常にいろんな多様な医療ができるというのは一つの魅力になるのではないかなと思うので、今後、養成医の関係でいろんな、兵庫県の養成医とかも、当初は要は地域医療を目指すっていう話だったんですけど、いろんなニーズがあって、いろんな、いいよっていう形で広げた結果、肝腎の内科医であるとか総合診療医がちょっと薄まってきたので、その辺は国も含めて、ちょっと方針転換して、今後、総合診療医であるとか内科により注力するという方向に変わってくるという話あるんですけど、それが実現するにはやはり少し時間があるということなんで、その間、こちらの状況は待ってくれないので、いかにそういったいろんな多面的な取組、訪問診療もできるし、救急も当たれると、ちょっと八方美人的なところはあるんかもしれないけど、そこをうちの強みとしてアピールしていくというのが大事かと考えます。

以上、藤原議員の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 分かりました。

そしたら、次の 2 番目のほうに移ります。

答申を受けた課題点の現状分析とその改善方法についてお答え願いたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの藤原議員の御質問に回答させていただきます。少し答申の内容を御説明しますので、少し時間をいただくことを御容赦ください。

それでは、神河町の病院改革委員会、2 年間にわたった審議結果で、令和 7 年 1 月 30 日に眞庭委員長より町長に対して答申書の提出があったわけなんですけど、その内容におきましては、まず、1 点目としては病院の収支改善、2 点目として病院の組織改正、3 番目、病院の医療サービス、4 番目、病院改善計画の策定についての 4 点の御意見がございました。

ちょっと具体的に申し上げていきますが、1 番の病院の収支改善というのは、救急の受入れと紹介受入れ、要は断らない医療、これを徹底するのがいかに大事かということでございます。そのためには、病床マネジメントの一元管理だとか、柔軟対応による病床の稼働率の引上げ、在宅医療の拡充を含めた一人診療科の在り方の検討と、一方では、医薬品、診療材料等の効率的な調達というのにも御意見をいただいております。改革委員

会の御意見を受けまして、まずは救急、紹介患者の積極的な受入れが第一と考えております。当院の入院患者は救急入院患者の割合も非常に多くて、救急の受入れ拡大が、やはり地元患者の転院受入れとか、あと、近隣の開業医からの紹介を拡大するため、例えば高次救急病院のところに今こんなに患者さん、空きがありますよとかの情報提供をしたりとか、あと、それから、地域医療懇談会等で実際に先生方とか医療関係者の方とお話しして、いや、こんなことをしてほしいとか、こういうことをちょっと困ってるんやというような形で、生の意見をいただいて、それをいかに取り込んでいくかというのが連携という形では大事なかと考えております。

2点目といたしまして、病院の組織改正、これは組織改正というよりは、内容的には要は意識改革に近いところがございます、特に厳しく御指摘されたのが、当院は開業医の集合体であると。要は組織としての体はなしてないと、かなり厳しい御意見をいただいたんですけども、それが前事務長あたりがかなり腰を入れて意識改革を引き続き根気よく、町のほうからもアシストがございまして、その中で現状、経営改革がやっぱり必要やいうところまでは実際にちょっと意識が高まってきておりまして、現在に至ってる場所なんですけど、しかしながら、個別のケースで見ますと、やはりお断り、これを受けてくれないのかというのがたまにあって、何でこれをというのが散見される状態はやっぱり引き続きありますので、そこをより意識改革いうのも含めまして徹底することで、真の意識改革いうのを目指していきたいと考えております。

3点目の病院の医療サービスにつきましては、地域密着型多機能病院を目指す中で、やっぱり住民がどういうことをやってほしい、ここで困ってるんやというような生の声をいかに応えていくのが病院の役割で、はたまた行政としても同じ役割を担っていると考えております。例えばこの医療をやらないといけないという話がございましたときに、ただ、採算面ではちょっとこれは大赤字になるなとかいうのがあって、本当にやるのかどうかいう場合には、やはり町のほうの財政出動とかを場合によってはお願いしないといけないケースもあるかもしれません。それからまた建物ですね、どうしても病院建物かなり老朽化、北館は改修済みなんですけど中館、南館については改修をちょっと引き延ばししてる状態なんで、その辺どうしても大きな資金が必要になりますので、その辺は町と病院が一体となって、何が本当に必要なのか、どこまでやるのかというのを十分密接に協議した上でやっていかないとということですね。その中で、やっぱり一番大事に考えるのは、地域の住民の皆さんが何を求めているかということを第一に考えていきたいと考えております。

あと、それから、4番の経営改善の策定ということなんですけど、これ、言われたのが、経営改善計画自体は令和5年度末につくっておるんですが、その後、特にやっぱり昨年度の人事院勧告、30年ぶりぐらいですかね。職員にとってはありがたい面もあるんですけど、病院にとっては非常に打撃が大きくて、当院に限らず、かなりの公立病院がやっぱりこれで経営が厳しい状況に陥っているのが実際のところでございます。そういった

状況、当時の計画策定時に考慮してなかったところが大きく変わってるものについては、やはり計画を柔軟に変えて、要は現実に即した計画にやっていくというのを必要ということで訴えられてましたので、当院といたしましても、ちょっと秋口にかけましてそういった数値の見直し等を町とも協議しながら鋭意検討していこうということで今取り組んでるところでございます。

以上、藤原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 藤原です。断らない医療ということで、断った前例があったから、こういう指摘も受けてると思います。

平成17年から20年、20年以降は4年ごとに一応手術件数と救急搬送、それから休日・夜間の人数を比較してみました。やはり2割程度ほど減ってるのかな、それから、休日・夜間につきましても1割程度減ってます。それは当然人口減も踏まえて、こういう現象も出とんですけども、断ったことによって、例えば救急搬送なり、それから手術件数減ってるようなほうに影響してるようなことはないんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの藤原議員の御質問に回答させていただきます。

手術件数につきましては、議員御指摘のとおりやっぱり総体的に減となっているのは事実でございます。入院収益に、やっぱり手術点数非常に高いですので、大きく影響しております。特によくお聞きしてるのが、住民さんから白内障の手術を何でやってくれんのやっていう話は聞いておりまして、当院としまして、そこは町長の指示もございまして、再開に向けていろいろ努力してるんですが、医療機器の老朽化とまず何よりも執刀医ですね、執刀医の確保に今、尽力してるんですが、現実的には今のところ実っている状態にはなっておりません。特に白内障の手術は、眼科は非常に手術件数が多いので、手術件数というだけ見ますと非常にこの件数減というのは大きな影響を与えていると考えております。

今後、地域住民の皆さんにお応えできてないことは非常に現在心苦しく考えてまして、できる限り実現に向けて努力したいんですが、一方で、やっぱり当然コストの面がございまして、そこいろいろ比較しながら、町とも密接な協議を交わしてやるという話になりましたら全力で努力したいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 藤原です。以前に安部議員も断ることについての質問がございました。ここの病院は救急告示病院ということで、多分昭和46年頃に指定受けてはるのかな、それとあとは休日・夜間されてて、基本的には断れない病院になってます。やはり病院の大きな収入といいますと、手術、それから検査、投薬、その他あるん

ですけども、あわせて、人件費だとかいろんなものとして、今の状態では手術のほうが多いということで、経営が苦しいんですけども、そういうことを考えていったときに、断るんじゃないくて、ここはそういう病院なんですよっていうことを認識の上で受け付けるほうも考えていかないとしょうがない話になりましょうし、診療報酬のことを考えていきますと、急患を受けて、やっぱり急性期の患者を受けていかないとまず上がりにくい。当然、加点の多いものになりますのはやっぱり先進医療になりますんで、この病院がいわゆるそこまで対応できるかできないかの問題も出てくるんですけども、そういうものを踏まえて、やっぱり医師の方にも、ここは救急告示病院である、また当然、収入のことを考えてみますと、診療報酬のことも頭に置いとかないとなかなかできないんで、その辺を踏まえて、やはり医師の考え方、浸透の仕方についてどのように考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの藤原議員の御質問に回答させていただきます。

委員の御指摘のとおり、どうしても断りを入れて、それが患者にとっては何で診てくれないというような不満、不平、例えばそういうことにつながっているのは重々認識しております。

一方、当院、平日の昼間でそういう状態だったら本当に問題なんですけど、夜間になりますと当直医が1名ということで、それも内科、外科、整形、麻酔科が結局ローテをやっておりますので、例えば内科患者を診てもらいたいときに外科しかいない、整形外科しかいないというと、かなり判断に迷うという事態があるのも事実でございます。

それで、軽微な症例は別ですけども、先ほど言われた、特に骨折とか来た場合に、内科医がおっても、言うたらあまり対応厳しいところ、緊急性を持たない分であれば、例えば明け方であったら、ちょっと取りあえず入院してもらって、8時から専門医が出てきたときに対応ということも考えられるんですけど、なかなか特に夜間とかであると、そういった時間的猶予もないという中で、お断りしなくてもいい例は当然お断りすべきではないと思うんですが、断らざるを得ないときもやっぱりあるので、そのすみ分けですね。

だから、当然断らなくてもいいときを断るとするのはなぜだということは、一応月1回、お断り事例につきまして理由を医師に提出してもらって、それを町長も出席の執行部会議で検討する取組をここ半年以上続けておりまして、データもたまってきたので、ちょっと今後、分析という形でより具体的な手法が考えられないかというのも検討しておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。分かりました。

そしたら、今からする質問についても影響ありますんで、次の質問に回らせてもらい

ます。

3 目です。財務改善面への取組の内容について御回答願いたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。藤原議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

財務改善面の取組内容ということで、ちょっと何度もなるんですけども、収益におきましては、病床利用率を高水準で維持するのが非常に大事でございまして、そのためには、救急患者の積極的受入れというのがやっぱり不可欠であると考えております。当院は二次救急病院になっておりますので、緊急性が高く、高度医療が求められる患者はやはりはり姫等の高次医療病院ですね、三次救急のほうへ搬送をお願いせざるを得ないんですが、そうでない場合、当院で対応が可能な患者はできる限り受けていくというのが、先ほども申し上げたように、大事だと考えております。

そのために、昨年度、ネガティブリストというのを、ちょっと何だという話なんですけど、ネガティブということで、否定ですね、受入れできない、こういう症状の患者はうちではちょっと手に余りますということを、それを列記して救急隊にお渡しして、ただし、それ以外は基本受けますよという形で、ネガティブ以外は全部受けるというのを基本に考えているためのネガティブリストです。それを救急隊のほうに共有して、ちょっとより救急搬送、最初から受けれない患者をうちにやったら時間の無駄でございまして、そこは、はり姫へ直行いただくと。そういう形で要はこれもすみ分けですね、すみ分けをちょっと有効にやっていきたいという取組をやっております。

一方で、やはり当院、いろんな、例えば救急の当番とかお昼間はあるんですけど、その当番の方がちょっと自分の診療してたらできないという場合に、なかなか、先ほども申しましたように、年齢差とか、より若手の先生が高齢の先生にちょっと来てくれってというような形では呼べないところがありますので、そのちょっとハードル下げようということで、コードイエローという、コールサインですね、コードイエローっていうのが院内に流れますと、取りあえず各診療科でちょっとどんな患者やって診てもらって、ああ、これやったらいいよという話があるんやったらあれやし、これはちょっと手伝おうかっていう話で、そういった形で日中の受入れのハードルを下げようというような取組をちょっとやっておりまして、ただ、これもちょっとまだ定着までは至っていないんですが、1 例だけ実現したという話で、あと年 2 回ですね、救急隊との意見交換会とかも実施しておりますので、そういった円滑な受入れの実現を心かけている次第です。

一方で、高次救急病院や近隣の開業医からの紹介受入れにつきましても、何度か申し上げました、空床状況であるとか、近隣開業医の訪問とか地元医師会への働きかけを現在も積極的に院長を頭にしているところでございます。

一方、在宅医療という分野では、先ほど申し上げました訪問診療、週 1 回、木曜日の午後やっておるんですけども、それを院長としては医師の確保ができなかったんで、ち

よっと今検討してるんですけど、できたらもう1日でも増やせないかないということで、院内でも調整を図ってるので、実現できたら、拡大、もう1日は増やせないかなということ、ただ、ちょっとお約束できない状態なんですけど、そういった形で今、取り組んでおります。

それから、レスパイト入院でありますとか、そういった形で、今後も在宅患者さんのサポートに心がけていきたいと。

あとは、そうですね、慢性期患者さんのほうについても同様に考えております。

あと、支出面は、やはり適切な支出ということで、病院におきましては支出を減らしたらいいいというものでなくて、当然収益に密接につながっておりますので、適切な支出に努めるということで、適正価格や適正数量を入れるということで、そういう形で、価格交渉は劣るんですが、できる限り費用の適切な削減に努めていきたいと思います。

それから、経営改善を進めるために、今年度から総合戦略室いうのもつくりまして、従来の経営改善推進室で専任職員の配置によって機能を強化した形で、結局、専任職員を置くことで、データ分析とか今までちょっとできなかったところを、アクションプランのサポートであるとか、他科の支援とかいうような形で、いろんな実際に具体的な提案が出てきておりまして、ちょっと成果が目に見えかけていますので、今後も期待するところは大きく考えております。

いろんな形、非常に課題は多いんですが、執行部会議や医局会の具体的な改善提案だとかもやっておりますので、今後も努力してまいりたいと思います。

以上、藤原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。医療収入、いわゆる診療報酬の件ですけども、たしか平成20年の3月だったかな、診療報酬の算定方法が変わりました。そこで、どの病院もかなりえらい目に遭うて、なかなか経営が苦しくなっております。

そして、ドクターにもそういう意識づけするために、やはりホームページなんかで、例えば豊岡病院でしたら、加点してる項目だとかいろいろ出てます。うちの町も仮にそうしたら、ドクターも意識的にこういう治療をしたらこうなんだということも多分分かると思うんですけども、そこら辺のような取組はされてますか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの藤原議員の御質問に回答させていただきます。

医師にとって、診療報酬が非常に大変興味の多いところですね。実際に自分のした仕事はどう評価されてるかという形にもつながりますので。

御指摘のとおり、診療報酬、2年に一遍改定されますが、その都度、医事課のほうから情報を医師に提供しとるんですが、ちょっと従来そこが十分伝わってないっていったような不満もあったんですけども、先ほど申しました総合戦略室等が例えば査定の分析

とかいうのを積極的に取り組んでおりまして、このたびも、次の医局会でちょっと改善点が出てきますので、そういった形で、できる限り取り漏れとか、働いていただいているので、しっかり収益できるような形で、加算取り漏れというのは一番気をつけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 藤原です。財政の関係でいきますと、人件費のことも大きな問題だろうと思います。今、神崎病院につきましては、多分 300 人ぐらいの数がおられると思います。医療職の方が 84% ぐらいかな、事務系が多分 16% ぐらいだったと思います。医療職につきましては、国家資格を有した職員、それは正職であろうが、会計年度任用職員であろうが、やはり国家資格でもって勤務されてる方、事務方についてはいわゆるほとんどそういう免許もなしでされてるんですけど、ただ、気になるのは、これも安部議員が 3 月かな、多分言われたと思うんですけども、同一労働同一賃金と言うたらいいんですか、やっぱり国家資格でもってされてます。扱い方によって差があるのもおかしい話だし、会計任用だけに縛りつけるようなこともおかしい話だと思います。当然、研究手当もそうですよね。実際されてるかされてないか分からないところで出てる部分。それと、逆に言えば、同じ労働なのに違う、また、会計任用職員にその矛先持っていくのもおかしい話やろうし、そういう意味やったら、人件費についてもやっぱりある程度は公平、公正になるような形で運用をしながら、職員の働く意欲も保ちながら、やはり考えていかなあかんような問題だと思うんですけども、その辺りどんなでしょう。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。病院職員、約 300 人いるんですけども、大きく分けると正規職員と会計年度任用職員というところでございます。

会計年度任用職員の給与については、神河町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例と規則で定められてまして、事務職、医療技術職、看護職の 3 種の給料表がございます。それぞれの給料表で 1 級から 3 級までありまして、給料月額というのは正規職員と全く同様となっております。病院では、会計年度任用職員であっても、前歴を 100% 換算して給料月額を決定することとしております。ですから、若年層については基本、正規職員と同様の給料月額となりますけれども、正規職員は 1 級から 2 級、2 級から 3 級に昇格する年限が定められている一方で、会計年度任用職員にはその昇格年限が定められておりません。ですから、差が生じていくことになります。

会計年度任用職員については、正規職員とは異なって、職務を遂行する上で必要な時間数で雇用することが原則と承知をしております。給料月額もその時間数で案分した金額が給料月額となるということでございます。制度どおり運用していることを御理解を賜りたいというふうにお願いをいたします。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（９番 藤原 資広君） 藤原です。時間の関係もありますんで、ちょっと４番目に先に飛ばさせてもらいます。

改善方策を各部局の職員にどう浸透させようとされてるのか。その意気込みなり考え方を先に教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。それでは、御質問に答えさせていただきます。

先ほど説明した取組がありましたけども、院長以下全員が一丸となって取り組まなければ、期待する結果は伴わないと考えております。そのために、全職員にまず当院の置かれてる状況を正確に把握してもらって、この取組が必要であるという理解をしていただかないといけないと考えております。

そこで、経営改善計画が完成した令和５年度末から令和６年度当初にかけまして、複数回にわたりまして全職員を対象とした経営改善計画の説明会を開催いたしまして、当院及び当地域医療の現状並びに今後の経営改善に向けてどう取り組んでいくかということをお説明をしております。参加できない職員につきましては、後日、動画を閲覧していただいております。

また、取組のキーパーソンはやはり医師なので、６年４月に院長と共に医師面接を実施しまして、経営改善の取組の意見や病院の現状に対する意見等をヒアリングいたしました。それから、医師以外の他職種につきましても、令和６年６月から各部署が具体的にどのように経営改善計画のアクションプランに取り組むかについて、部署ごとに意見交換するマネジメントレビューというのを開催しております。さらに、６年１０月には、経営改善計画の進捗の中間報告会も同じように複数回開催して、あと、それに加えて、毎月、病院各所属長が出席する所属長会議で経営改善計画の進捗を報告しております。令和７年度につきましても、昨年度と同様に医師ヒアリングは既に実施済みで、マネジメントレビューも今ちょっと始まって、一部やっているところなので、今後も継続してやっていきたいと思っております。内容としては、経営改善計画、６年度の達成状況と今後の報告会の実施も近日中に考えたいと思っております。

経営改善計画の進捗状況、ひいては現在の病床利用率等、全職員が情報共有した上で、今、自分は何をすべきかということを考え、行動できるようにするのが経営改善の近道だと考えております。

以上、藤原議員の御質問の回答とさせていただきます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ９番、藤原議員。

○議員（９番 藤原 資広君） 藤原です。ありがとうございます。

この経営計画を実行していくために一番必要なのは、３月の定例会のときに言いました。「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、あだは敵なり」という言葉があります。やはり職員全員に伝えていくのは、上からの命令じゃなくて、職場に入ってやっていか

ないと伝わりません。文書でも何でもない、やっぱり情けないとできないんで、それを踏まえて取り組んでいただきたいと思います。これ、別に、どういったらいいかな、表向きではなくて、本当のこれ、生きた言葉で、昔だろうが、今であろうが、物を成し遂げるにはこれしかないんですよ。そういうものを踏まえて取り組んでいただきたいと思います。

もう時間になりましたんで、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で藤原資広議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、2番、木村秀幸議員を指名します。

2番、木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村秀幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

それでは、1番、中学校の卒業の時期についてお聞きいたします。

以前、中学校の卒業式の時期について、神戸新聞社が保護者アンケートを取られていました。そこには入試後を希望するという声がとても多く、町民の方からも同じような意見をいただいています。入試を終えてから卒業式を迎える場合は皆で喜び合えますが、今までどおりの時期なら、半数近くの卒業生は入試を終えていないので、気を遣います。卒業式の後には、全員が笑顔で学校を出たかったという卒業生からの意見もいただいております。兵庫県の複数の市町でも実施されており、姫路市でも今年度から実施されるそうです。神河中学校の卒業式についてお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

兵庫県下におきまして、公立高校入試前に卒業式を実施されている市町と公立高校入試後に実施されている市町の両方あるということは承知しております。令和6年度の播磨西教育事務所管内の状況につきましては、全ての公立中学校が公立高校入試前に卒業式を実施されていました。

今年度から、姫路市の公立中学校におきましては、公立高校入試後の実施に変更されるというふうに聞いております。姫路市の中学校の校長先生にお話をお聞きしましたが、入試前の卒業式では、教育課程の修了が年によって際どい授業時数となることや、体調

が悪くても卒業式には出席するという生徒がほとんどであるため、その直後の入試当日の体調が心配されることや、保護者の意向なども勘案して、姫路市の校長会では３年間ほど議論されたというふうに伺っております。

神河中学校にも確認をしましたが、これまで、入試が終わった後に卒業式を開催すると、高校入試の可否発表はされていませんが、入試が終わったことにより一定の緊張感から解放された状態であるため、はしゃぎ過ぎるとか、自制心を見失うなど、卒業式の日には生徒指導上の問題行動が起こりやすくなることを危惧されているところでございます。一方、議員の御指摘のとおり、入試後の実施となれば、別れを惜しむ時間が十分に取れることであるとか、入試に伴う体調管理の心配なども軽減されるという考え方もあるというふうにお聞きしております。

なお、卒業式の日にはにつきましては、基本的には学校長であったり、校内運営委員会などで検討され、神崎郡でも郡内の校長会にも諮りながら決定されています。これを変更される場合につきましても、そのような手順で進められるというふうに考えております。今後、播磨西教育事務所管内であったり兵庫県下の状況などの情報を中学校に提供しながら、中学校長会の意見を踏まえて考えていきたいというふうに考えております。

以上、木村議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） ２番、木村議員。

○議員（２番 木村 秀幸君） ２番、木村です。今年度からできればしていただきたいという声が多いんです。なぜかといいますと、中播磨の地域の高校数が減って、南のほうが減ってしまって、倍率が上がって、この北のほうの学校に入試を受ける生徒が増えてしまうということで、少しでも学校で学んでほしい、入試前に卒業式を迎えてしまって、勉強しなくなってしまうと、入試、滑ってしまうというのが怖いという保護者の方、あと、生徒の方がおられるんで、今年度からできないかという声があるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。なるべく入試に向かう授業時数であったり、指導をしっかりしてほしいというような御意見かなというふうに伺っております。

最初の答弁にも述べておりますけども、入試前の卒業式では教育課程の修了が年によっては際どい授業時数になるということも実際はございますが、この点につきましては、これまでもしっかりと入試に向かう体制、指導を行っていただいております。よりよい方向という点でいいますと、姫路市の今年度の状況であったり、県下の状況を今後見せていただきながら、総合的に判断し、協議していくこととなりますので、今年度すぐということというよりは、姫路市も実施に向けて３年間協議されておりますので、それ相応の年数を協議する必要があるのかなというふうに考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。今の在校生とか、あと、先生とか、あと、校長先生にもお聞きして、今年の見解も聞いて、今年できそうであればしてもらって、来年度とかも検討していただきたいです。

そしたら、次の 2 番目の質問に移ります。中学校の部活動について、地域移行の進捗状況を教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

平成 30 年 3 月に、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインによって、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるという内容を受け、平成 31 年 1 月に、中教審の答申で、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであるとされ、また、令和 2 年 9 月には、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての中で、休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく、地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究をするとし、その成果を基に、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととするとされております。これらの国の動きに連動して、各市町や都道府県が検討をされているところでございます。

昨年度までは地域移行と言っておりましたが、スポーツ庁と文化庁の有識者会議で、今年度からは地域展開と名称が変わることになりました。これは、部活動を完全に地域に移すということではなく、従来の学校をベースにして、地域の力も連携して借りていくという方向にかじが切られたこととなります。

県下の状況を見ますと、指導者や受入れ団体のめどが立った大都市では、神戸市が令和 8 年 8 月までに地域のスポーツクラブなどに移行、姫路市は令和 8 年 9 月から休日だけ地域展開、加古川市は令和 9 年 8 月には、平日、休日ともに全部活動を終了し、地域クラブへ移行するなど、進んだ自治体がある一方、町など小規模自治体では、地域移行を行うにも、受けていただく団体がない、指導する人材がいないことなどから苦慮している町が多いというふうに聞いております。

当町におきましても、現在、部活動支援ボランティアを募集しておりますが、問合せは数件ございましたが、残念ながら 6 月時点では登録されている方はいないという状況でございます。幾つかの町の青少年健全育成団体とも意見交換をさせていただくなど、働きかけもしておりますが、神河町では、全てを移行する、平日も休日も移行することは厳しいというふうに感じており、いわゆる地域移行と地域連携を併せたハイブリッド型での展開を模索しているところでございます。

今後の神河町の少子化を考えますと、大会に参加するための条件で、一定数の人数がいないと出場できない団体競技ではなく、個人や少人数でできる種目などであれば継続して部活動として続けることは可能であると考えており、例えば陸上、テニス、卓球などでの展開ができるかということを検討を行っているところでございます。

また、地域展開の場合につきましては、大会参加を前提としない、自分たちで楽しむような部活動も視野に入れて検討する必要があるというふうに考えております。

団体競技の場合は、例えば野球でいいますと、6人しか集まらず神河中学校だけでは成立しない。しかし、野球はやりたいといったことも想定されるため、課題もあります。他町と連携し、広域化した在り方も検討する必要があるというふうに考えています。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。先ほど言われていたとおり、兵庫県内でも複数の市町が導入されていたり、検討されていたりしております。まずは、地域展開やハイブリッド型を検討する検討委員会を立ち上げて、早急に検討しないといけないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。先ほどお答えした中にもありますけども、幾つかの青少年健全育成団体とも意見交換をさせていただいております。なかなか厳しい状況の御返事などもいただいております。ただ、その中で何ができるのかということは打ち合わせてといたしますが、議論をさせていただいております。もう少し先が見えたらといいますか、進んでいければ、今、議員がおっしゃっていただいたような検討委員会の立ち上げも必要かと思いますが、今のところ準備段階であるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） ありがとうございます。

中学校の先生、保護者、生徒からはどのような意見が出ているのかお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。生徒からの意見というところにつきましては、まだ意見を聞いておりませんので、把握しておりません。

中学校の先生につきましては、これは地域差があると思いますが、都市部でいいますと、比較的地域移行を望まれるような声が多いというふうなことも聞いております。ただ、神崎郡内におきますと、これまでの部活動の在り方、部活動における生徒指導の在り方などを行ってきた経過がございますので、しっかりと部活動をしたいという先生の御意見もありますし、年代によっては、少し土日の負担を感じるような声もあるという

ふうに聞いております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。先生方と一応意見交換をしたときに、やっぱり部活を教えたいために顧問になったとか、学校の教師になったっていう方もおられました。その方たちに野球とかサッカーとか教えていただくために、先生方に適正な手当などを充てて指導してもらうようなことはできないのでしょうか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。部活動を指導したいから教師になられたという方がいらっしゃるということも幾らか承知しております。今後、部活動の地域展開をする上で、今、議員がおっしゃっていただいたような、例えば土曜日、日曜日、部活動をする際の手当というところも十分検討する必要がありますのかなというふうに思っております。

この辺も近隣市町の状況を十分調査し、検討しながら、例えば神崎郡内でなるべく差がないように手当のほうもしていくことがいいのかなというふうに思っております。神崎郡内で、今、先生方は人事異動をされておりますので、例えば神河町では何円であったが、ほかの町に行くと違うということになると、やはりそこには差が生じますので、3 町といろいろと情報交換をしながら、そういうところも考えていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。昨日、市川町の一般質問を傍聴させていただいたときも、このように部活の話になって、1 か月 1 0 0 時間残業を超えている指導者もおられると話ししておりましたので、そこら辺、重点的に検討していただきたいです。

そしたら、3 つ目の質問に移りたいと思います。伝統文化親子教室事業についてお聞きいたします。

伝統文化親子教室事業は、子供たちに伝統文化等を体験・習得できる機会を提供する取組に対して支援される文化庁の補助事業です。例えば福崎町、市川町の複数の団体が秋祭り、盆踊り等にこの補助を活用されています。

神河町では対象となるお祭りや盆踊り等はないでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

文化庁による補助事業として実施されています伝統文化親子教室事業では、参加人数が 1 0 人以上の規模で行う事業が対象であり、1 0 人から 1 9 人の教室では上限 3 0 万

円、20人から29人では35万円、それ以降も最大50人以上であれば、50万円を要望額として申請できる内容となっています。

昨年度の募集では、本事業は令和7年度概算要求の内容に基づき募集を行うもので、今後の国の予算成立状況によっては、内容について変更が生じる場合がありますとされ、次代を担う子供たちが親とともに民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化などに関する活動を計画的、継続的に体験・取得できる機会を提供する取組に対して支援を行うというふうにされています。

具体的には、秋祭りの獅子舞親子教室や屋台太鼓親子教室などや、夏祭り盆踊り親子教室なども採択されているようです。当町でも、秋祭りなどで子供が太鼓をたたくために練習することなどがあり、これを太鼓親子教室などとして、親世代が子供に教える場として位置づけ、伝統文化を伝えるための文化庁の要綱等に沿うような事業実施となれば、申請は可能であるというふうに考えております。

なお、来年度に向け、同様の募集があった場合には、今後、区長会などの場で本事業に係る補助事業の説明を行っていきたいと考えます。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。先ほどの説明で、今後、区長会などの場で本事業を説明するとお話しされておりましたが、この「など」の部分を詳しく教えていただきたいです。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。まず、8月ぐらいですか、の区長会で紹介させていただいて、その後に、40区あるうちの今、約15団体であったと思います、子供会が活動されていますが、そこの代表の方々に御案内をさせていただければというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） この補助事業は、区長とか関係なく、団体に対しての手当なので、区長が全く関係ない団体さんとかもおられると思うんです。その方への周知とかはされないんでしょうか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。私が先ほど申し上げた対象としましては、最初の答弁でも申し上げておりますが、盆踊りであるとか秋祭りが対象かなというふうに思っております。そういう部分におきましては、区長様が全て祭りを把握されておりますので、区長会などが有効かなというふうに考えております。

一方、団体に所属されていない方がもし申請される場合につきまして、そういうこと

を考えると、広報などで周知することも必要かというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。日本舞踊とかも各自で、もしかしたら、こういう事業があるのであれば、してみたいなという方もおられるかもしれないんで、周知をしていただきたいです。

文化庁のホームページを見てみますと、令和 3 年度から令和 6 年度までの補助されている団体一覧表も見ました。神崎郡の 3 町で比べると、福崎町、令和 3 年度、29 団体で約 930 万円以上で、令和 4 年度、37 団体で約 750 万円以上で、令和 5 年度、37 団体で 1,200 万円ぐらいで、令和 6 年度、37 団体で約 1,050 万円。そして、市川町、令和 3 年度、11 団体で約 340 万、令和 4 年度、10 団体で約 310 万円で、令和 5 年度、10 団体で約 300 万円で、令和 6 年度、10 団体で約 275 万円。そして、神河町は何とゼロ団体でゼロ円です。すごい取りこぼしだと思います。

ここで質問いたします。神河町はなぜゼロ円なのか、ゼロ団体なのか、この補助事業を知らなかったのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。当町でも教室事業につきましては、過去に申請されたような団体があります。その後、区長会などでも紹介を行い、平成 27 年度までは各子供会のほうにも通知を送らせていただいております。しかしながら、平成 23 年以降については、教室型についての申請団体はございませんでした。ということを受けまして、28 年度以降につきましては、適宜、区長様が替わられるような年度に説明であったり、周知をさせていただいているところです。

なぜ採択団体がなかったのかというところですけども、一部申請されたような団体様にもお話を伺いましたけれども、本申請と実績につきましては、団体様と文化庁、県の文化財課もですけども、直接やり取りをされるような仕組みとなっているようで、比較的事務処理、実績報告などが煩雑といいますか、複雑であって、なかなか事務処理が厳しいというような御意見も伺っております。

ただ、一方、市川町、福崎町さんは、それなりのしっかりとした件数を申請されておりますので、その辺、市川町さん、福崎町さんのノウハウなども今後お借りしながら、なるべく活用いただくように周知させていただきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。市川町さんも福崎町さんも年々増えていってます、受け取る団体が。やはり一度通れば結構簡単っていう話も聞いております。

タブレットで調べてみますと、令和 4 年度、窓口さんがおられるんですね。やっぱ

り窓口さんがおられるんやったら、僕はここまでした、ここまで周知することをしたって言うてもらえたら、あっ、団体さんが動いてないのかなと僕は思うんですけど、区長さんとかにこの補助金とかってあるのを知っとるって言うても、やっぱり知らないという声がほんまにほとんどやったんです。そこの差、言うたら、窓口がおるのに何でそういう知られていないのか、そこをもう少しお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。窓口としましては、教育課が窓口になるのかなというふうに思います。郡内の申請されている町にも伺いましたが、実は申請については一定、書類を見せていただいていると、町のほうが見てるというふうに聞いておりますが、実績報告については実は町は通ってない、直接県、国のほうに実績報告されていますので、どうなっているか分からないというふうな回答を聞いております。

そういうところで、やはり実績報告のところで町は見れないですので、例えば送った実績報告にやり直し、訂正、修正があった場合に、手間がかかって煩雑になっているのかなということは想定できます。ですが、申請につきましては、窓口といたしますか、担当課のほうでお手伝いできるかなというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。やはりサポートが必要やと思うんです。僕でもその申請用紙とかを見ると、難しいなっていうのもあると思うんです。でも、役場の方の窓口がおられるのであれば、こういう補助事業ありますよって、こういう記入、ここが抜けとるから、ここをもう少し詳しく書いたら、もう通りやすくなると思いますよという助言が必要かなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。改めてですけれども、今年度もう一度周知させていただいて、申請いただくような団体様につきましては、申請のお手伝いをさせていただきたいというふうに考えます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。近くでいえば、加西市さんのホームページを見ますと、令和7年度伝統文化親子教室事業とか、ホームページにもうでかでかと掲載されておりましたので、神河町もそういうことをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。先ほども申し上げましたが、ホームページなどを活用するということも行いながら、言っていた

だきました加西市さんの例も参考にして、周知のほうをさせていただきたいというふうに考えます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。やっぱり神河町は伝統文化を守っていて、子供たちにも楽しい、こういうお祭り、イベントがあるのはめっちゃめっちゃ楽しいって思ってもらえるようにしたいんですけど、町長もイベントとか好きなんで、町長の意見をお聞かせください。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 木村議員の御質問にお答えします。

教育課長が答弁いたしましたとおり、この間、実績がないということでございます。担当課として経過については説明があったところでございますけども、これからの地域創生も含めて、持続可能なまちづくりをしていかなければいけないということは、やはり神河町をしっかりと知り尽くしていくということが重要でございます。そのように考えると、神河町内にあるこの伝統文化というところは、しっかりと世代交代も含めてしていかなければいけませんので、そういう意味において、改めて本事業を活用していきながら、文化力を高めていけるような神河町のまちづくりを推進していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。僕も去年、鍛冶の祭りで結構任されてやったんですけど、やっぱり区もお金がないということで、もうほんまに切り詰めて切り詰めて祭りをさせていただいたんですけど、このような補助事業があるのは知らなくて、福崎町の町議会議員に教えていただき、これで潤うので、お金も町で回るので、やっぱり皆さんに周知させていただきたいです。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。8 月 1 0 日をハートの日にしてみてもいかがでしょうか。

神河町は、町の地形がハート型に見られることから、ハートのまちかみかわと呼ばれています。町の公式マスコットキャラクター、カーミンも、ハート型の顔をした森の妖精です。「ハートの日」を町の記念日と制定できないでしょうか。ハートのまちかみかわでは、8 月 1 0 日に何か特別なことを考えておられますか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

御提案ありがとうございます。現時点では記念日の制定までは考えておりませんが、貴重な御提案いただきましたので、「ハートの日」（8 月 1 0 日）にちなんだ取組ができないか検討をしていきます。8 月にはかみかわ夏まつりも開催されるため、8 月 1 0 日を中心に、例えばハートウィークやハート月間などとして企画するのもいいのではないかなというふうに考えられます。

特別な決定事項はまだありませんが、現在、観光協会を中心に「妖精のまち神河町」という取組も進められておりますので、そうした動きとの相乗効果も期待できるかもしれません。今後、観光協会等とも協議を重ねていながら、具体的な内容を検討してまいりたいと考えております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。例えばハートウィークやハート月間などと先ほど御説明ありましたが、内容をお聞かせください、考えている内容を。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、町長も申しましたとおり、ハートウィークやハート月間などの企画ということでございますが、今、町長が申しました、観光協会とも協議を重ねながら、具体的な内容を今後検討してまいりたいというところでございます。

今現在、特にこれという部分は考えておりません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。うろ覚えなんですけど、隣の市川町さんの車を見えますと、8 1 0 というナンバーの車をちょちょこ見たことがあるんです。市川町さんもハートのまちとして表に出していたので、あっ、そのようにハートのまちというのを広げていきよるなとは思ったんですけど、神河町さんもそういう、今言ったナンバープレートというたら、5,000 円かそこらでナンバー取れると思うんですけど、そこら辺、考えておられますか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先ほど公用車のことで御質問いただきました。まだちょっとそこまで考えが及んでいないということが実情でございます。

ただ、この質問をいただいたときに、町のやつでも「ハートがふれあう住民自治のまち」というふうなフレーズも掲げておりますんで、やはり職員がこのハートっていうことを意識しながら仕事をやっていくっていうことが大事かなというふうに思っておりますので、先ほどハートウィークとかハート月間とかいうこともありましたけども、少しそういった意識を持ちながら仕事を進めていくことが重要かなというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。提案みたいになってしまうのですが、兵庫県のど真ん中のハートの形の町なので、大規模な婚活パーティーや、夜に真夏のビ

ヤガーデンや食フェスなどを開催してみたいかでしょうか。ハートのまちなのに、8月10日に何もしないのはもったいない気がします。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

御提案ありがとうございます。そういったことも、今後いろいろと提案もありましたらお聞かせいただいて、観光協会や商工会もでございます、そういったところとも十分協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。前向きによろしくお願いします。

5個目の質問に移らせていただきます。トイレカーの導入予定は。

災害時のためにトイレカーの購入を検討していると以前お聞きしました。すぐにでも購入を考えていただきたいです。理由は、様々な場面で活躍するからです。トイレカーは、災害、イベント、建設現場、医療・福祉、防災訓練、特殊環境など、幅広い場面で活躍する便利な設備です。特に、下水道が使えない状況や多くの人が集まる場面では、衛生環境を守るためにも重要な役割を果たします。

購入はいつ頃の予定ですか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

トイレカーについては、新しい地方経済・生活環境創生交付金などの財源を活用しまして、令和8年度の導入を目指して検討を進めているところです。

令和6年、能登半島地震の際にはトイレカーが被災地に派遣され、避難所や支援拠点において衛生的なトイレ環境を提供し、現地での生活支援に大きく寄与したとされています。当町から現地へ派遣した職員からも、清潔で衛生的であったとの報告を受けております。安全・安心なまちづくりはもちろんのこと、トイレカーを保有する自治体間では、相互支援に関する連携協定も結んでおります。こうした広域的な災害対応や自治体間の連携の観点からも、トイレカーの保有は非常に有効であると考えています。

災害時には迅速に被災地へ展開し、衛生環境の確保や避難者の生活支援に貢献できるほか、平常時においても地域イベントなどでの活用を図っていききたいと考えています。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。新しい地方経済・生活環境創生交付金は、これ町負担は幾らかお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でござ

います。この交付金の中に、防災に特化した制度が設けられました。その制度を活用という、防災関係については様々な補助金の制度がありますが、有効な一番新しい制度ということで考えています。

今、御質問の補助率の関係なんですが、2分の1という形になってございます。その他、2分の1、補助の裏について、対象になれば地方債等の充当も考えられるということでございますが、一番新しいところで創設された交付金というのは積極的に使っていくという町の考え方でございますので、答弁としてこのように書かせていただいています。補助率は2分の1でございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。

このトイレカーで緊急防災・減災事業債は使えないんでしょうか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。先ほども申し上げました、起債の対象になるのであれば、緊防債というのは起債でありますので、そちらのほうも併用してできるかというような話になりますが、具体的に使える使えないというのは、これは少し所管の兵庫県の担当のところと協議ということになりますので、明確にはお答えできませんが、基本的にはそういった対応については有効なものであるというふうに考えます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。令和8年度に導入を目指していると言われてましたけど、やはりまだ月日があると思うんで、令和8年度の早めの、言うたら、4月、5月とかにさせていただきたいです。

町民がより安全・安心を感じられるように早急をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。基本的には早い時期に購入をしたいというふうに考えておりますが、これもしっかりと、財源の確保の関係がございますので、その辺のところ、国の交付金関係、そういったところも十分に見据えながらということになろうかと思います。気持ちとしては非常に有効なものであるというふうに考えておりますので、できるだけ購入ができるようにということで、しかも早いところということで取組をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（２番 木村 秀幸君） ２番、木村です。最後に１点、トイレカーは１台検討ですか、２台検討ですか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。２台というのは、少し当町の規模と、それから広域の連携というところも見据えると、複数台というのは考えてございません。現実的には１台というふうな形になるかなというふうに思っております。しかしながら、機動力等、そういったところも見据えながら、可能であれば数台持てれば有効かなというふうには考えておりますけども、やはり現在のところは１台ということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） ２番、木村議員。

○議員（２番 木村 秀幸君） ２番、木村です。ありがとうございます。町民が安心・安全と思えるまちに一日でも早くしていただきたいです。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を１３時ちょうどとします。

午前１１時３５分休憩

午後 １時００分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、１１番、栗原廣哉議員を指名します。

栗原廣哉議員。

○議員（１１番 栗原 廣哉君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

本日は２項目あります。まず、１つ目です。神河町の防災対策への取組状況。

まず、本年も梅雨に入り、近年の異常気象から、局地的なゲリラ豪雨や暴風の起こる可能性が高く、また、山崎断層に伴う地震の発生の可能性もあり、このような災害から住民を守るために防災を対策を強化していく必要があります。

１つ目です。現在の神河町の防災対策の現状について教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、栗原議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年は異常気象によりゲリラ豪雨が多発しており、当町におきましても、平成３０年７月には、台風と長雨により、上小田雨量計の連続雨量が７００ミリを超えるなど、小田原地区、川上・長谷地区を中心に多くの被害が発生したことは記憶に新しいところでございます。

また、平成25年に地震調査研究推進本部地震調査委員会から発表された山崎断層帯の長期評価による被害想定では、人的被害が4名程度、建物の全半壊が20棟程度と見込まれています。

このような災害から住民の皆様の生命、財産を守り、安心して生活していただくために地域防災計画を策定し、砂防事業や治山事業、河川整備事業といったハード面、また、ハザードマップの作成や避難訓練の実施といったソフト面の両面から防災・減災対策を進めているところでございます。

詳細につきましては、住民生活課から御説明申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、詳細について御説明をさせていただきます。

最初に、洪水や土砂災害、地震といった災害の危険から身を守っていただくための指定緊急避難場所についての御説明をさせていただきます。

洪水の場合を例にとりますと、指定緊急避難場所は、町、県の施設で町内に7か所、集落施設で23か所、その他の施設が3か所ございます。そして、指定緊急避難場所には、できる限り明るいうちに安全に避難していただくため、早期に開設をし、避難の呼びかけを行っているところでございます。また、指定避難所として指定している避難所は、町の施設で5か所、福祉避難所で6か所ございまして、この指定避難所と言われるものは、災害により自宅に戻れなくなった方が一時的に滞在をする施設となっております。

次に、集落施設につきましては指定緊急避難場所となっておりまして、区長様には、町の開設と併せての開設を6月の区長会でお願いするところでございます。また、このほか区長様には、大規模災害が発生しますと行政だけでは十分対応し切れないため、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要となってきますので、そういった意味で、いざというときのための準備と行動を、地域の特性や環境に応じてつくる地区防災計画の策定につきましてもお願いをしているところでございます。この地区防災計画の策定につきましては、ひょうご安全の日推進事業という県の事業が活用できますし、このほかにもハザードマップの見方やマイ避難カードの作成、避難訓練、防災訓練等の実施が可能ですので、ぜひ御活用いただければと思っております。

次に、地震対策でございますが、地震発生時における住宅の倒壊等に起因する被害を減少させるため、昭和56年5月31日以前着工の住宅を対象に、無料の簡易耐震診断を行っております。そして、その結果により、家屋の全部または一部の改修、屋根の軽量化、建て替え等に要する費用のうち、要綱により算出した金額を補助する制度もございます。

具体的には8つのメニューがございまして、1つ目は、住宅耐震改修計画策定費の補助金でございます。こちらは、住宅の全部または一部を改修する際の精密な耐震診断及

び設計に係る費用の補助金でございます。

2つ目は、住宅耐震改修工事費の補助金でございます。こちらは、住宅耐震改修計画を策定した後、耐震改修工事費の補助金でございます。

3つ目は、耐震改修・工事費パッケージ型の補助金でございます。こちらは、先ほど御説明を申し上げました住宅耐震改修計画策定費補助と住宅耐震改修工事費補助をセットにしたものでございます。

4つ目は、簡易耐震改修工事費の補助金でございます。こちらは、住宅耐震改修計画策定に係る必要を含む、住宅の一部改修に要する費用に対しての補助金でございます。

5つ目は、屋根軽量化工事費の補助金でございます。こちらは、非常に重い屋根を軽い屋根に軽量化する工事及びそれに併せて実施する耐震改修工事に対しての補助金でございます。

6つ目は、シェルター型工事費の補助金でございます。こちらは、地震によって家屋が倒壊した場合でも、安全な空間の確保を目的として、住宅の1室をシェルター化する工事に対しての補助金でございます。

7つ目は、建て替え工事費補助金でございます。こちらは、旧宅の同一敷地内で建て替える工事に対しての補助金でございます。

最後の8つ目でございますが、防災ベッド等設置助成事業でございます。こちらにつきましては、地震で家屋が倒壊しても、就寝スペースを守るため、金属製のフレームなどで覆った特殊なベッドの購入に対しての補助金となっております。ぜひ御活用いただければと思っております。

最後に、自主防災かみかわの取組ではございますが、防災意識の高揚を図るため、毎年、総会の後に講演会を実施されており、今年は、人と防災未来センターの高見副センター長を招かれ、「自分や家族のいのちを守る～安心して生活を続けるために」という演題で、自助の観点からの講演をいただきました。この模様は、ケーブルテレビで7月5日から1週間、特別番組でも放送される予定でございますので、ぜひ御覧いただければと思っております。

今後も、地域の自主防災組織等と緊密に連携をし、地域全体の防災意識の向上と実効性のある対策の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。最近、防災無線で告知放送で、水害になった場合ということで、よく放送をしてもらっております。これ、大事なことだと思います。

ただ、防災について、町長懇談会等で、結構やっぱり住民の方から不安がっておられます。いろんな面で、ハザードマップの中にみんな入ってるんやけど、どうするかとか、そういう状況が見受けられます。だから、今以上に広報を活用して、どんどん積極的に進めていってほしいと思います。

ここでちょっと一つ質問なんですが、町長懇談会等では出ている問題について、どういうふうに回答されますか、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 町長懇談会での回答をどうしたかという御質問であろうかと思えますけども、まずは、自分の身は自分で守ってくださいというような御説明をいたしております。これにつきましては、公助だけでは当然、災害による被害を少なくできるというふうには考えておりません。住民の皆様お一人お一人が自ら取り組んでいただく自助、そして、地域や身近にいる方たちが手を取り合って、助け合っていただく共助というものも必要となってくるかと思えます。三位一体で取り組んでいけばいいんですけども、どうしても行政、公助の部分が遅れる場合もございます。そういった意味で、そういった御説明をさせていただいております。

まずは、住民の皆様にとどのように防災に向き合っていただくか、そして、事前に準備をどうやって行っていくか、本当に大きな課題だと思っております。役場、行政が幾らハザードマップ等を公開しても、住民の皆様がやっぱり自主的にそれをどうするかということを考えていただく、これが我々にとっての非常に大きな課題だというふうに考えております。

そのためには、もう当然、我々職員の能力向上というのはもちろんでございますけれども、我々も地域に入って、一緒にハザードマップの見方、避難の仕方、避難経路の取り方、そういったものを考えていく、このことが非常に重要だと感じているところでございます。

以上、栗原議員の御質問の御回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 次に、震災のときに、8つのメニューがあるということです。その8つのメニューのこれ、詳しいことは広報ですと出ると思うんですけど、大体、簡単に言って、どれぐらいの補助が出るもんか、それをちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

補助金額のみ申し上げますので、御了承いただきたいと思いますんですけども、最初に、住宅耐震改修計画策定費補助金でございますけども、補助率は3分の2、戸建て住宅の場合、20万円を上限に補助をいたします。ただし、耐震診断を受けられた結果が地震に対して安全な構造であると分かった場合には3万3,000円となります。

次に、住宅耐震改修工事費補助金でございます。補助率は5分の4で、戸建て住宅の場合、100万円を上限に補助をいたします。

次に、耐震改修・工事費パッケージ型補助金でございます。こちらは、先ほど申し上げた住宅耐震改修計画策定費補助金と住宅耐震改修工事費補助金をセットとしたもので

ございまして、補助金額としましては、住宅耐震改修計画策定費補助金が補助率3分の2で上限20万円、住宅耐震改修工事費補助金が補助率5分の4で上限100万円、合計120万円を上限に補助をいたします。

次に、簡易耐震改修工事費補助金でございます。補助率は5分の4で、戸建て住宅の場合、50万円を上限に補助をいたします。

次に、屋根軽量化工事費補助金でございます。戸建て住宅の場合、定額で50万円を補助いたします。

次に、シェルター型工事費補助金でございます。工事費が10万円以上50万円未満の場合は定額で10万円を、50万円以上の場合は50万円を補助をいたします。

次に、建て替え工事費補助金でございます。こちらは、土砂災害特別警戒区域外で旧耐震基準の住宅を取り壊し、新たに住宅を建築する場合が対象となります。補助率は5分の4、戸建て住宅の場合でございますけども、100万円を上限に補助をいたします。

最後に、防災ベッド等設置助成でございます。総額10万円以上の防災ベッドの購入に対しまして、定額で10万円を補助をいたします。

以上、補助金額を申し上げましたけども、各補助金には補助要件というものがございしますので、その都度お問合せをいただければと思います。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） かなりの補助金があることが分かりました。やっぱり有効活用をすれば大分得になると思います。

ただ、条件的に、56年の5月以前の家ということでよろしいですね。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） それで結構でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） それでは、2つ目の今後の防災訓練計画はということについてちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員を対象としました訓練でございます。毎年、全職員を対象とした図上訓練、それから、あらかじめ指名された職員及び新入職員等を対象に避難所開設訓練を実施しております。

図上訓練につきましては、災害対策本部の組織・機能を検証するとともに職員の災害対応能力の向上を目的としておりまして、職員は各所属班に分かれ、付与された情報を基にその都度対策を検討するというものでございます。

また、避難所開設訓練は、迅速かつ確実に指定緊急避難場所が開設できるよう、その手順の確認と資器材の使用方法を訓練しております。具体的に申し上げますと、避難受入れ時の名簿の記入方法、それから外部との連絡手段としての特設公衆電話の設置、ポータブルバッテリーを使用した照明器具の使い方、パーティションや段ボールベッドの組み方について訓練をしております。

今年の訓練につきましては、どちらもまだ実施をしておりますけれども、近日中に開催をする予定でございます。

また、自主防災かみかわでは、11月に旧大山小学校区の住民を対象に避難訓練、避難場所開設訓練や初期消火訓練などを予定されており、併せて各区の自主防災組織でも、地域の実情に応じて実施をされております。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） その訓練ですね、全体で訓練するに当たって、パーティションとか段ボールベッド組立てについてを訓練していると、訓練しますということなんですけど、現在、執行部の方の中で訓練したことのある方、ちょっと手を挙げてみてください、段ボールベッドの組立てをしたことのある方。ほとんどされてますね。

病院の関係はされてないんですか。これ、大事やと思うんで、段ボールベッドでもすぐにぱぱっと組み立てられるかというのが大事やと思いますんで、練習だけしとってほしいと思います。

それと、その訓練の中でやっぱり大切なのは、情報を上げてくる、その一本化やと思うんですけど、これについてちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるように、情報をどのように取り扱うかというのは、災害対応に当たって非常に大切なことだと思っております。今、例えば警戒本部等が設置をされた場合でございますけれども、外部からの情報につきましては情報連絡班が受けることになっております。これらの情報はすぐに災害対策本部のほうに回ってくるんですけども、本当に初動対応に非常に重要なものとなっております。この一番の窓口で、いつ、どこで、どの程度の被害があったというようなことを慌てることなく確実に聞き取れるように、班の中では訓練を重ねてまいりたいと思っております。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） やはり訓練しておかないと、いざというときには間に合わないと思います。

自主防災かみかわでは、今年11月に旧大山小学校跡、住民対象に訓練予定とありま

す。ほかに今年はないんですか、大山地区だけですか、今年は。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 昨年度まで各区の自主防災組織で実施されたところは確認はしておるんですけども、ちょっと今年のものについてはまだ取りまとめができてございません。申し訳ございません。

以上、栗原議員の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） やはり訓練にこしたことはありませんので、なるべく早く把握して、進めていってほしいと思います。

次に、避難所の装備品等は十分に確保されているかについて教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町内の5か所の指定避難所の装備品でございます。食料品の主なものでは、町内5か所合計でアルファ化米を1,250食、飲料水を500ミリリットルのペットボトルで622リットル備蓄をしております。生活必需物資の主なものでは毛布や生理用品など、衛生物資では段ボールベッド、パーティション、携帯トイレなどを配備しております。

しかしながら、町の地域防災計画においては2日分を備蓄するとしており、具体的には、アルファ化米約2,800食、飲料水約5,500リットルが不足をしております。不足するアルファ化米につきましては、賞味期限もありますので、5年を目途に増やしていく計画を持っております。なお、飲料水につきましては、キンキサイン株式会社様との飲料水の提供についての防災協定を締結しておりまして、40万リットルを提供いただくこととしております。

このほか、西播磨地域災害時等相互応援協定におきまして、被災地の救援に必要な物資を備蓄するとありまして、この取決め分は確保しているところでございます。

災害に対する備えについては、全国で発生しています大規模災害の状況報道等を見ますと、町の備蓄物資だけでは十分対応できないというようなことも考えられますので、協定締結先の県や市町、そして町内の食品スーパーさん、それからホームセンターさんといった締結企業に対して要請をいたします。また、現在の協定のみならず、さらなる支援の輪を広げていくことが重要だと考えております。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先日、ちょっと議長・副議長会で東京へ行かせてもらいまして、国会議員と会話したんですが、君んところ、もし仮に災害があったときに、物は足りてるかという質問がありました。例えば、能登の地震でもあったんですが、結局、

体育館に雑魚寝している、これが現状である、50年前と一つも変わっていない。

君んとは段ボールベッドは何個あるんやと、それで足りるか、そういう質問を受けました。回答として、それ、そこ相応に購入しております、なおかつ契約していますという話をしました。しかし、国会議員の方は防災の担当だったんで、本当にそれで足りるのか、現実問題としてどうだって言われたときに返答ができませんでした。

神河町の場合は、現実問題として、例えば段ボールベッド、何個用意してあるか分かりますか。ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

各避難所に置いてございます段ボールベッドは、越知谷アクティブセンターで2台、神崎小学校で5台、神河中学校で段ボールベッドが5台、そして、簡易ベッドが2台、寺前小学校で段ボールベッドが5台、センター長谷で段ボールベッドが5台、以上のようになっています。

これが十分な量かと言われますと、各避難所が同時に被災して使ってるといった場合については、十分足りていると言える数ではなかろうかなと思います。しかしながら、そういった不足を補うというところでございますけれども、幾らか町の倉庫にもございますし、あと、また協定等といったところについて速やかに要請をして、避難者の方の生活の確保をやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、栗原議員の御質問の御回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の数では、恐らく、避難所をカメラで捉えたときには、とてもやないけど足りませんわね。

副町長、どう思われますか。この数でいいですか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。この数で、起きた瞬間から全員に配れるかという、配れないということも明らかです。途中、防災特命のほうからありましたように、72時間、3日間の間に近隣との連携の中で必要な物資を集めてくるという体系は取れてるというふうに思ってます。各自治体で各住民の数だけそろえるっていうのはまず不可能なことです、お互いに備蓄を増やしていきながら、いつでも持っていけるというふうな体制を取っていくべきだというふうに思ってます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） もっともな回答だと思います。しかし、もう少し増やしても別に問題はないと思います。例えば、今聞いた、2、5、5、2、5、5、みんな5つですね。これが倍になっても何にも問題ないと思います。保管場所についても、特に段ボールベッドの場合、10台の保管いうのはすぐできると思います。できなければ、

できるところに置ければいいんやから、そういうことやと思うんです。

それと、私、30年前に、阪神・淡路大震災のときに、発生直後に現場へ入ったんですけど、やはり、一番震災があって困るのは、人間の生活にとって、水やと思うんですけど。これについて、どういう意見を持っておられるか、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃいますように、水につきましては、当然生きていく上での飲料水としても必要ですし、調理や衛生上の行動にも当然必要となってきます。飲み水については、1日1人3リットル、また、そういった衛生上、調理に必要な水であるとか、例えば、トイレに必要な水、これが12リッター、1日15リッターぐらいは必要だというふうにも言われておるところでございまして、これをいかに確保するかということにつきましては、非常に重要な課題だとは認識をしております。ただ、現時点におきましては、キンキサイン様の協定等に基づいて、各避難所に配置するなりして対応をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私もやっぱり水について考えさせていただきまして、午前中に木村議員がトイレの車の関係のお話をされております。やはり、給水車を1台購入するとなると、1,500万、最低でも要ります。維持費が年間30万、これをいきなり役場に買って、早く待機させとけってというようなことはよく言いません。それは、ちょっと無理やと思うんです。でも、私、調べてみましたら、能登の震災のときに活用されたというのが、災害用給水タンク、こういうもんがあるんですね。災害用の給水タンク、1トンの水が入ります。2人で作成できます。こういうものを災害の備品として購入すれば、例えば、避難所に1か所ずつ置いておけば、軽トラの上にでも載せられますし、金額的にもそんな何千万とかいうような金額じゃなく、恐らく数万円か、10万円とか、そういう金額やと思うんです。これは提案になりますけど、こういうものの購入を一度考えてもらえたらと思うんですけども、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。1,000リッターのタンクの件なんでございますけども、これにつきましては、各避難所に1基ずつそろえてございます。あとは、いかにこのタンクに水を供給するかという問題が残っておるかなと思います。先ほど議員御提案も一部あった給水車等につきましても、トラック一体型ではなくて、もう少し何かそれに似たようなものがあって、財源等の問題も当然ございますけども、そういったことについては、せっかく避難所にタンクがございますので、そこにどうやって運ぶかということは、また上下水道課とも相談をしながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。少し補足の説明をさせていただきますと思います。

まず、水道のことでございますけども、日本水道協会という協会がありまして、それは各自治体が加入をしております。その日本水道協会を通して応援要請が各市町のほうに行くようになります。そこから給水車で応急給水をするということになっておりまして、栗原議員言われましたように、能登でもよく見かけましたけども、拠点拠点に給水タンクを置いていて、そこに加圧式の給水車で補給をして回るというふうなことが最近の給水事情ということになっております。当町は加圧式のポンプを持っておりません。重力式のタンクをトラックに載せてというふうな給水車になるんですけども、先ほど言われたように、加圧式ポンプの給水車は大変高額でございます。維持費も高くつくということなんで、もう少し違う方法、先ほど住民生活課のほうからも提案ありましたような、タンクと加圧ポンプだけを積み下ろしできるようなものがありますので、そういったものでしたら購入も可能かなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 少し私の認識不足で、それがあるということを私、確認してませんでした。そういう、今度、装置を、今、上下水道課長が言われたようなものを購入してほしいと思います。

やっぱり大事やと思うんです。水はやっぱり何にしても要りますから、飲み水だけじゃなくて、トイレ流すんでも水要ります、それだけじゃなくて、食べるもんについても要ります。やっぱり、契約はしてるんやけど、ほんなら、そんだけのもんがすぐ来るかっていう保証が多分ないと思うんです。やっぱり、言われたときにずっと出せるような備品を装備しておいてほしいと思います。やっぱり、そんなにかからないと思うんです。3日あれば、今度、よそからの救援が来ると思います。3日間しのげたらいいんで、その分を備品きちっとそろえてほしいと思います。これは、私、何回もこの問題について質問しておりますが、あんまり前に進んでいないような気がします。例えば備品倉庫が増えたとかいうのは1か所あったぐらいで、あとの備品が増えたっていうのはあんまり聞いておりませんので。

それと、もう1点ですね、私、前から言ってる、防災士が大分増えてきたと思うんですけど、防災士の方をうまく活用していただきたいと思うんですけど、現在どれぐらい増えてきて、どういうふうな活動いうんか、防災士の人と役場との連携いうのができるか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

現在、令和7年の5月末現在の防災士の方の数でございます、38名ということになっております。先ほど、この方たちとどんな連携をしてるのかということでございます。私、6月の上旬に防災研修が3日間ほどございまして、そちらのほうに参加をしました。その中で、各市町さんといろんな、うだうだ話ではないですけども、困っているようなことを意見交換ちょっとしたんですけども、その中に、阪神間の市でございましたけども、我々としては避難訓練も形骸化してきて歩いているだけだと、そういった中でどんな取組をされてるんですかみたいなことを尋ねたんですが、そのときに、まさしく今おっしゃいました、防災士さんのお話が出てきました。お話を詳しく聞いておりますと、市から直接避難訓練をやってくれというようなお願いをすることなく、もう防災士さんが自ら先頭に立って避難訓練、それから、併せての防災訓練もされているというようなお話を聞きました。それをいきなり当町でできるかといったら、それは無理なところもございすけども、今、先ほど申し上げた38名の方が防災士の資格を持っておられる。これを何とかこちらの、行政が楽をするという意味ではないんですけども、一緒になって地域に入っていただけたら大変心強いかなというふうに思っております。また、この辺りにつきましては、防災士さん等に一度御連絡を取ってみて、町で一度そういう防災士の会みたいなものを、つくるつくらないは別として、何かお手伝いできることはないですかとか、そういったことにつきましては防災士さんのほうにお問合せをさせていただいて、一緒になって地域の防災力の向上に手助けをしていただければ大変ありがたいかなというふうに思っております。

以上、栗原議員の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） そうですね、私が一番最初、防災士のことを言いかけたときには、恐らく三、四人やったと思うんです、防災士の方。それから38人まで増えてきたっていうのは、物すごく頑張ってもらったなということはよく分かっております。ただ、今度は、その方をどういうふうに、利用いうたらおかしいですね、活用して防災、努めていくかということなんで、よろしくお願いします。

それと、防災の関係の最後の質問です。新総合防災情報システムについて、これは、この間東京へ行ったときに、また研修でちょっとあったんですけど、新しいことで、役場へ戻ったときにアクセスしてるかどうか確認してほしいということを向こうで言われましたんで、これについて簡単に説明していただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新総合防災情報システムにつきましては、国の各機関や地方自治体、指定公共機関が保有する道路情報、土砂災害発生情報、避難情報といった災害情報を一元的に集約して地図化し、災害時に活用するシステムでございます。これによりまして、各機関が共通

の被災状況を把握できるというほか、物資調達、例えば輸送調整等の支援システムというのもございますけども、それによって救援物資を受けということが可能になるものでございます。令和6年度から地方自治体の登録も可能となりましたので、現在、町のほうでは、指定避難所の登録と併せて備蓄物資の登録をしているところでございまして、今後は、平時の更新作業と併せて、災害時にこういったシステムが、俯瞰的に、地図でどの辺りが被災してるとか、どの辺りに避難所開設してるかといった情報を入力できるように訓練を重ねてまいりたいと思います。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） このシステムは、例えば、よそがどういうふうな形でやってるかということも見れるんですね。多分そうであれば、いろんな情報を取り入れて、神河町の防災に活用していただけたらと思うんですけど、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 実は、このシステム、先ほど令和6年の4月に入ったと申し上げましたけども、被害が、実は、あれば地図化して分かるんですけども、今日もアクセスして、日本地図を広げてちょっと見てみたんですけども、今のところ災害がないのか、こちらの見方が悪かったのか分かりませんが、ちょっとそういうのが確認できませんでした。また、入って間なしのシステムでございますので、そういったことも含めて、十分システムが活用できるようにしてまいりたいというふうに思います。

以上で、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 新しいシステムなんで、よろしくお願いします。

次に、人事評価の関係で、令和6年9月に実施した一般質問の回答では、一般職の処遇への反映は令和7年度以降を予定しているということでしたが、現在の取組状況と進行状況について教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、栗原議員の質問にお答えさせていただきます。

人事評価制度につきましては、人材育成の観点から業務遂行意識の向上と組織の活性化を図ることを目的に実施しているところで、職員それぞれの能力や実績等を的確かつ公平に評価、把握することと認識をしております。その上で、神河町の人事に対する考え方につきましては、適材適所ではなく、与えられた職務を高いレベルで達成していく人材を育成することを目的とし、適所適材での人事配置としております。それに付随するものとして処遇、給与面にもつながっていくことにより、職員のやる気、チャレンジ精神を導き出すことはもちろん、評価を通して自己の強み、または弱みを的確に把握す

ることにより、自発的な能力開発、自己開発を促すことにつなげていきたいというふうに考えております。

さて、人事評価につきましては、令和7年度というふうに申し上げておりましたけども、現在まだ、一般職への処遇につきましては、反映できていないというところがございます。また、人事評価につきましては、管理職を今先行して実施しておるわけですが、その人事評価検討委員会の中で、不安要素である目標の設定や評価基準、評価者のスキルなどの課題について、管理職が先行実施する中で、それらの課題を確認しつつ、評価者の判定のぶれのない評価ができるような仕様に近づけ、被評価者への理解を深めることが重要であると判断させていただいたことから、管理職を先行にさせていただいたところがございます。今後は、全職員のさらなるやる気を育みながら、処遇反映への道筋をつけていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） すみません、今の説明の中で1か所ちょっと教えてください。

神河町の人事に対する考え方は、適所適材ではなく、与えられた職務を高いレベルで達成していく人材を育成することを目的とし、適所適材での人事配置としています、この意味が私、ちょっと分かりにくいんですけど、簡単に説明してください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。適材適所というのは、その人の能力に合ったポジションはつくるというふうなことでありまして、適所適材という言葉は、まずは、今の職場に、仕事や業務内容を先に決めて、それに合う人材を選んでくるというふうな考え方でありまして、まず、ポジション、総務課長とかいろんな各所属長がありますけども、そのポジションに適切なスキルや経験を持つ人を配置するといったことで、神河町の人事につきましては考えて、これまで展開をしてきたということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） すみません、前田です。少しだけ補足させてください。

皆さん御存じのとおり、適所適材という言葉は、その方の能力とか適性を見て、一番ふさわしい場所の業務をしてもらうというのが適所適材で、一般的にはこの考え方が妥当であろうというふうに言ってます。私が総務課長時代から、それが可能であるかっていうと、どうしてもやらなければいけない仕事って決まっていますから、全員が満遍なくうまく能力が発揮できるかということそうではないということになりますから、どうしても、合わない場所であっても、管理職は管理職としての能力を発揮しなければいけないということですから、町の考え方としては、与えられた業務を高いレベルで遂行できる能力の職員を満遍なくつくっていくということで、経験値を高めていくというふうな考え方で、この適所適材という言葉を使っています。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の副町長の話で、結局少数精鋭で、結局、人数少ないから、どの部署でも能力を発揮できる人間をつくっていくということで理解しておきます。

現在の神河町の人事評価制度を具体的にはどのように行っておられるのか、それ、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、この5月に管理職、ここにおる、議会に出る管理職等につきましては、副町長のほうに人事記録評価書のほうを提出をするということ、そして、一般職につきましては、管理職、所属長のほうにそれを提出をして、そして面談をした上で、各半期半期になりますけども、そこで成果目標、そして行動目標を所属長と確認した上で、それを副町長、町長のほうに上げていくというふうなスケジュールでやっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） まだ一般職のほうは人事評価されてないんですよね。幹部のほうだけの今取組ですよね。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。処遇に反映しているのが管理職のみでありまして、人事評価制度っていうものにつきましては全職員に導入をしておりまして、全職員のほうから人事評価記録書のほうについては提出をしていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私の認識不足かもしれないんですけど、人事評価の中に、心情把握っていうのは入ってるんですか、役場の場合は。私の前職のところでは、勤務評定、勤務と実績と、あと、人事評価の中に心情いうのが入ってくるんですけど、そういうのは一切ないんですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、半期半期の業績による評価と、能力評価っていうものがありまして、それが議員が言われる心情と言われるものか分かりませんが、そういったものの2段階立てで、要は人事評価というものを行っているということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 最初の説明で、結局、執行部の評価は、副町長のところに持って行って、それで判断してもらおうと。例えば、以前の職場の話ですけど、そういうところでは、例えば、階級の上の人、順番にあるんですよね、4階級ぐらい上があって、そんなら、一番下の人に対して、全員が見ていくんですよ、評価を。それで、最後

に副町長なりが決裁する。そうしたら、やっぱり面談も一人一人全部できます。そういう制度を考えるというようなことはないんですか。もういきなりぽんと飛んでしまうんですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、総務課でいいますと、総務課の職員につきましては、財政部門は財政参事が、そして、行政部門については私のほうで面談をさせていただいてます。そういった中で、課の目標ですよ、そういったものは、やはり課長、管理職がきちんと持った上で各個人と面談をしていくと。そして、この半期ごとにこういった業務に取り組んでいくかということを、やはり同じ人間が同じ目線で伝えていくことが大事なかなというふうに思っておりますので、今、神河町のほうでは、各所属長が各課員と面談をして副町長に上げていくというふうなシステムでやっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） それ、よく分かります。ただ、そうじゃなくて、もっと身近な人間が、この人について、こういう人でこういう実績上げてますよ、なら、その人に対して、またその上の人が見るんですよ。なら、3段階、4段階を踏むいう形になるんです。なら、やっぱりそのほうが、この人の評価に対して正確に出ると思うんです。そういう考え方っていうのはおかしいですかね。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。そういった、評価のぶれというものをできるだけさせないというふうなところで、先ほど実績報告のところで、成果目標と行動目標、どういった行動スケジュールをこの間やって、どういったことで取り組んでいくのかっていうところをやはり課員と所属長が話しして明確にしているというふうなところでありますので、そういった栗原議員さんの提案というふうなところではお聞きもしましたけども、現在は、神河町では所属長と課員でやってるということで御理解を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 次に、納得が得られる評価制度の構築ということについて、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。栗原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

目標設定や評価基準、評価者のスキルなどの課題、被評価者にも目標設定や面談での伝え方などの課題があるというふうに認識をしております。その中で、納得が得られる制度設計としましては、目標設定が重要で、被評価者が果たすべき役割を評価者との間で明確化・共有化することへのアプローチをいかに整えていくかが肝要というふうに考

えております。そのためにも、目標はできるだけ具体的なものとし、「何を、いつまでに、どの水準まで、どのような方法」を設定することによって、成果目標に対する行動目標を記載することとしております。この成果目標に対しまして、被評価者は行動目標に基づき業務を遂行、評価者は仕事を観察する。その中で、被評価者は相談を、評価者は助言を行うなど、双方が積極的にコミュニケーションを取ることが重要と考えております。

最後に、評価者と被評価者は期首面談を通じて、成果目標に対するすり合わせ、認識を共有し、合意形成を図ることで納得が得られる制度になるものと認識をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 分かりました。

次に、神河町みらい創造プロジェクトの活用について、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。神河町のみらい創造プロジェクトにつきましては、「神河町の10年後、20年後、30年後の将来」をテーマに議論を進めているところでございまして、課を超えて職員間で議論を行い、若手・中堅だからこそ柔軟なアイデアや意見は、組織強化及び人材育成の推進において不可欠な要素と考えております。これらの声を積極的に取り入れ、職員全体が課題について我が事として自ら考える意識を根づかせ、職員が生き生きと働き、質の高い住民サービスの提供につなげていくことが大切と思っております。

そのような中で、プロジェクトに参加を呼びかけた中で、本当に多くの方が参加をしていただきました。中堅で7名、若手で15名の応募があったということでございます。ただ、このプロジェクトにつきましては、とにかく職員の批判をしない、特に、よく意見を聞くということを目標としておりますので、ぜひともこのプロジェクトに応じて、職員のいろんな様々な意見を吸い上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ありがとうございます。その中で、発言内容を人事評価や人事異動の参考にしないって書いてあるんですけど、参考にしたほうがいいと思うんですけど、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） そういった発言を人事評価に反映するということではなくて、その方のこれからの仕事ぶり、そして、その中で評価をしていくということが重要と考えておりますので、そのプロジェクトに参加して発言をしたということだけで評価するべきものではないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） いや、プロジェクトでこういう発言をした、ああ、この人はこういう考えを持ってるんやな、そういう評価をしてあげなあかんと思うんです。プロジェクトやから関係ないというんじゃないくて、プロジェクトに参加して、意欲を持って新しい建設的な意見を述べる、やっぱりそういう人を評価していくほうが大切やと思うんですけど、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。その発言ということ自身につきましては、大変いろんな意見が出ますんで、評価ということは考えておりますけども、それを一つ一つ取り上げて処遇反映というところまでは考えておりません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 時間が来ましたんで、ここで終わりたいと思いますが、なるべく評価にはそういうことを入れていくほうが大切だと思います。

○議長（澤田 俊一君） 時間が来ましたので、ここで発言を止めます。

これで終わるわけですけども、栗原議員におかれましては、今後、時間配分等に気をつけていただいて質問をお願いしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時11分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。今回は、大きく3つの項目について質問させていただきます。

まず最初に、役場の駐車場にEV充電設備がありますけども、その活用についてです。近年、自動車も電化が進み、町内でもEV車、いわゆる電気自動車の走行を見かけます。役場にも軽四のEV車が導入されていますが、静かである、駆動力が強いなど、とても使いやすいのではないかと思います。もちろん、EV車であれ、ガソリン車であれ、メリット、デメリットはありますが、世界的に自動車はEV化の方向に進んでいるように思います。

昨年11月の総務文教常任委員会でも質問が出ましたが、改めてお尋ねいたします。役場の駐車場にもEV車用の充電設備が数か月いうか、もう半年ほど以上になりますね、から2基設置してありますが、設置された理由といきさつ、経緯ですね、また、その性能をお聞きします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

設置されました理由及び経過につきまして御説明させていただきます。国におきまして2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、特に二酸化炭素排出量の約2割を占める運輸部門の取組強化が必要と考えられ、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及を、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標実現に向けて、社会的な基盤整備としてEV充電器を整備するため、整備事業者に対して助成を行っておられます。

神河町におきましても、住民代表や事業所の方々をメンバーとして神河町再生可能エネルギー推進委員会を立ち上げ、神河町地球温暖化対策実行計画を策定し、本実行計画には2030年度を目途に脱炭素化の具体的な取組を計画し実践することとしました。その中で、脱炭素施策展開事業計画におきまして、その基本施策の6、移動手段・輸送手段の脱炭素化で電気自動車、燃料電池自動車等の率先導入、インフラ整備を掲げ、具体的には、公用車の率先導入（電気自動車）、充電設備等のインフラ整備などを掲げ、充電設備のインフラ整備を現状の15口から25口に拡充する方針が確認されました。その方針に基づき神河町として誘致を行ったのが役場駐車場のEV充電器であります。この充電器の整備は、国の助成を受けた整備事業者が100%実施しておりまして、神河町は駐車場の一部に普通充電6キロワットアワーのEV充電器の設置を許可したものでございます。

さて、その性能ですが、日産「サクラ」のカタログデータでは、バッテリーは20キロアットアワーで、1時間に6キロワットアワー充電できるとなると、約3時間でフル充電できる計算となります。日産「サクラ」は、フル充電で180キロ走行できるということになっておりますので、1時間の充電で約60キロが走行可能で、この辺でいいますと、播磨町役場が大体50キロとなっておりますので、その辺ぐらいまでは走行できるということとなります。なお、料金につきましては、1時間450円でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。分かりました、ありがとうございます。

ここでは6キロワットアワーの性能だということですけども、3キロワットというのは、古いタイプのEV車では、3キロワットの仕組みになってるといだけのものがあるんですけど、それでも使えるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ちょっと私、その資料を持ち合わせておりませんのであれですけど、役場の公用車につきましては、3キロで充電するというふうなところでありまして、公用車用は、駐車場に設置してあるやつは6キロ

ということで、できるだけ、高速充電とはいきませんが、普通充電の中でも6キロのほうを選択したということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 役場の「サクラ」は6キロワットタイプではないんですか。3キロなのかな。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。役場のこちらのほうに充電している充電器につきましては、夜間、役場の車、基本的に走らないと、夜間の間で充電できるという設備を整えたということで、3キロワットアワーの充電器を整備をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。分かりました。

ここで、ガソリン車との比較をちょっと簡単に、大ざっぱに計算してみたんですけども、1時間の充電で約60キロ走ることですから、ガソリン車で1リッター20キロ、これは率のいい車だと20キロ走るとして、約3倍ですね。リッター170円として、3倍すると410円。こちらのほうでは、充電では450円かかるということですから、ガソリン車がちょっと安いかなというところもあるんですけど、車によって違いますけど、とんとんであるという場合もあると思いますが、そのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。充電、燃料を入れるっていうところにはあまり差がないのかなというふうに思っておりますけども、ただ、車の購入費につきましては、やはりEVの電気自動車が高いというところで、なかなかペイができないというところで、EV自動車の普及が進んでないのかなというふうな認識をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。

じゃあ、次の質問に移ります。今まで、その充電器を使用した回数など、利用状況はどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。大変残念な報告ですが、この5月末でも、まだゼロ件というところで、利用状況は現在のところございません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ゼロだということで、半年以上たっているんですけども、まだ利用がないということだと思っております。

これは、町民の目から見て、説明がなければですよ、役場の駐車場に設置してあるのだから、役場が設置したものであらうと思われてしまうと考えます。また、使わないものをなぜ設置するのかという視点がないとも言えません。そして、せっかく設置したのであれば、もっと利用してもらえる工夫が必要ではないかと思います。例えば、充電設備の前の駐車スペースに専用スペースがあることを示すE Vマークを路面に表示するか。それから、周りからよく見えるようにE V充電器などの看板を上げるとか。そして、本体にももう少し詳しい情報を表示したらということで、いわゆる電圧が200ボルトで6キロワットアワーの普通充電であること、急速充電ではないという表示ですね。3キロワットも対応できればその表示もと。そして、1時間当たりの料金表示ですね、1時間ここでは450円とありましたけども、その表示ですね。吉富の道の駅に急速充電器ありますけれども、あそこは料金表示がきちっと書いてありまして、1分33円と表示がありました。10分で330円で、恐らく30分で1,000円前後と。大体30分ぐらいで急速充電できますから、1,000円前後の値段だという概略の計算ができます。そのように利用者に分かりやすい表示が必要だということを、これは民間の業者が管理してあるということですので、そのようなことを伝えるべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

なぜE V充電器の利用状況が伸びていないかという理由の一つに、やはり販売台数の少なさにあると思っております。令和5年度の日本の新車販売台数が約265万台に対しまして、電気自動車は4万4,000台と、全体の1.7%にしか達していないということが大きな要因であると考えております。しかしながら、国は、先ほど言いましたように、2035年の新車販売を100%電動自動車にする方針を掲げておりまして、そのためにE V充電器の社会的整備を進められておるところを認識しております。そういった部分で、経産省の補助メニューもつくられているというふうに思っておりますので、神河町としましても、その将来性を見据えた上で役場駐車場への設置を進めてきたというところでございます。

さて、議員提案のE Vマークの設置につきましては、公民館等のイベントにより駐車場が混雑しているときにE V充電スペースだけが空いている状況は、空いているのに止められないという、ガソリン車の方からの不満にもつながりかねませんので、今、充電スペースのある表示をする予定は、現在予定はしておりません。

2つ目の充電器の看板を設置してはどうかの提言につきましては、電気自動車のオーナーさんの皆様には、E V充電専用のアプリでE V充電器のある場所を検索システムで探されているというふうに認識しております。そのために役場内での看板設置は、看板で利用者が伸びるという可能性は低いものと考えていることから、今のところ新たな

看板の設置は予定をしておりません。

そして、3つ目の詳しい情報につきましては、E V充電器は神河町役場の設備でないということから、その機械にどのように表示するかは、設置事業者様と協議が必要というふうに考えております。そういったことも踏まえて、設置事業者の方と利用増に向けて協議を進めていきたいと考えておりますが、現在、設置事業者からは、個別の案件については対応が難しいというふうなところと回答をいただいておりますので、現状では議員の期待に応えるような回答を持ち合わせていないという現状であることを御理解いただきたいというふうに思います。

以上、小島議員の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 分かりました。大体、事業者設置ということで、役場のほうはあまりタッチしないというふうに捉えておきますけれども、充電スペースの駐車場ですね、あのE Vマーク、これは、将来的にそういう充電する車が増えてくればマークをつけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ちょっと建設課のほうに少しお願いをしてみたんですけども、あそこに青色の1色だけでいいので塗ったりして、E Vの専用駐車場ですよみたいな形をしたらどうですかというふうなところで、少し見積りを出してございってちょっとお願いはしてみたんです。実は、その色を塗るということは非常に高く、あそこ1つ塗るのに大体27万5,000円ほどかかるというふうな見積りも出てきてますんで、議員の言われることも十分分かっていることなんですけれども、現状では、あそこにE Vというふうなマークをつけるというふうなところは、ちょっと今のところは考えていないというところで御理解を賜りたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 将来的に考えて、検討していただきたいと思います。

これは事業者が国の助成金を受けて設置したという形になっておるんですけども、国の助成金といいましても、これはやっぱり税金だと思いうんですね。その税金を使って建てられた設備が全然使用がないということになれば、これは、税金の有効的な使い方はいかなものかというふうに考えるんですけども、利用者が少ないということで、役場としては、そういう社会基盤整備の目的のために造っただけであると見られてしまうおそれがあると思いうんですけども、これはやっぱり使える方向として対策をしたほうがいいんじゃないかと思いうんですけども、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。造っただけっていうふうには役場としても捉えておりませんで、公用車での電気自動車の導入というふうなところで、

やはり将来性を見込んで、そのうち造りたいとなっても、要は、そういった補助メニューもないっていう中になりますと、どうしても単費で造らなければならないということになりますんで、先行投資というふうなところで造らせていただいたというところでございます。先ほど、役場のほうの中も今の利用状況については、ゼロ件ということは、先ほど議員言われたとおり、やはり課題があるというふうにも認識をしておりますんで、そういった部分につきましては、今後、利用増に向けまして何らかの取組を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで少し補足ということで述べさせていただきます。

この利用促進というところは、今、総務課長が申し上げたんですが、御承知のように、神河町は「クールチョイスなまち」宣言、そしてまた「ゼロカーボンなまち」宣言をさせていただいているわけございまして、そういうふうな中で、この役場自らがそういった脱カーボンに向けた取組をやろうということで、公用車のEV化も図ってきたというところでありまして、そんな中で国策として進んできておりますから、それを民間事業者が国の補助金を使って役場の敷地内に充電設備を設置をしたいという申出があって、役場としても許可をしたと。そして、利用するに当たっては、先ほども説明がありましたけれども、EV車を所有されている方については、そういったアプリがあるようございまして、地図上にそういったアプリでもって充電設備どこにあるかというのが分かるので、わざわざ看板を設置しなくても分かるということであります。

しかし、そこで一番重要というか、役場としては、神河町は「クールチョイスなまち」、「ゼロカーボンなまち」宣言をやっている、こういう取組をしてるんですよという町民に対してのPRですね、そういう意味においては小島議員言われましたような、そういった看板の設置等も考える必要があるのかなというふうに私は考えております。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。その方向で、またよろしく願いします。

それと、これも前回の総務常任委員会、11月のですね、出たと思うんですけども、普通充電じゃなくて、急速充電器にしたほうが利用価値が高いのではないかなと思うんですけども、急速充電器にできなかったという、これは何か理由があるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。今、国のほうでは、やはり口数を広げるというふうな取組のほうが優先されてるということになっていきますんで、高速充電のほう、利用者の方につきましてはそういったところもあるのかなと思いますけれども、まずは設置場所を広げていくというふうなところで、神河町におきましては、普通充電を業者さんが選ばれたというふうなところになっておりますので、その辺は御理解を賜りたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 小島です。分かりました。せっかく造ってあるものですから、言っても少ない数だと思うんですけども、できるだけ多くの方に使ってもらえるということは、いわゆる使うお得感ですね、あっこ充電したらちょっと得になるよ、安いよというふうなお得感とともに、使える環境づくりも視野に入れた対策をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。寺前区にあります寺前大池の防災減災対策についてお尋ねします。

寺前区にある大池は貯水量も多く、農業用水のため池として昔から使用されてきたと思います。しかし、土手、いわゆる堤防は施工されてから何十年と過ぎて古くなり、一部排水栓の不具合もあるように聞いております。そこで、もし、この土手、堤防が決壊したときには、谷川流域にどのくらいの被害が想定されるのか。その状況のシミュレートされた結果はいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。それでは、私のほうから、先ほどの御質問について御回答させていただきます。

寺前の大池につきましては、防災重点農業用ため池、つまり、決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池に指定されております。

御質問の堤防が決壊した際の被害想定ですが、昨年度、令和 6 年度に行いました大池の改修実施計画策定業務での試算によりますと、被害想定面積が 5 5. 3 ヘクタール、被害額は約 8 5 億 7, 9 0 0 万円とされております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 小島です。被害想定面積が 5 5. 3 ヘクタール、かなり広い面積だと思うんですけども、結局、谷川から下りてきて、いわゆる扇状地帯になっている周辺ですね、寺前の 4 組、5 組、それから上岩の一部、それから比延の小田原川までの流域ですね、そして、寺前の駅前あたりまでとか、ここの役場も当然その流域に入ると思うんですけど、そのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。5 5. 3 ヘクタールですが、あくまでも図上になってきます。おおむね、寺前保育園でありますとか寺前の小学校ぐらいから南の寺前区一円、それから、比延区に入りまして、比延区の市川沿いに田んぼがあると思うんですけども、その辺りまでが被害想定区域ということになっております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） 分かりました。かなり広い範囲で浸水があるということで考えております。そういう被害がないようお願いしたいんですけども、今後、特別な大雨、あるいは大地震の可能性が予想されておりますけれども、そのときの決壊被害を防ぐためにも、できるだけ早く対策をする必要があると思います。このため池を廃止にするのか、それとも、ため池改修工事を行い、再び使用できる状態にするのか、安全に使用できるようにするのか、今後の対策をお聞きします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。大池につきましては、寺前区、地元との協議によりまして、方向性としましては、改修工事による防災対策というふうに予定しております。現時点でのスケジュールでございますけれども、本年度、令和７年度に国への事業の採択を申請しまして、令和８年度に工事の詳細設計、そして、改修工事の着手につきましては、令和９年度以降を予定しております。まだ工事着手までにしばらく期間がございますので、特に、梅雨の時期であったり台風時期の前には、事前にため池の水位を低水位にさせていただくなど、日常からため池の管理者様には御留意いただく必要があるのかなというふうに思っております。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） １番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） ありがとうございます。９年度以降、８年度に詳細設計、９年度以降に工事予定ということです。この工事期間は、ほぼ何年ぐらいかかるのかということですけども、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。令和９年度以降を予定していると申したんですけども、基本的に、池自体がもうかなり大規模なものでして、普通の廃止工事のように、堤体のカットだけというわけにはいきませんので、おおむね２か年ぐらいはかかるのかなというふうに想定をしております。だから、９年度、１０年度ぐらいになると今のところは思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） １番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） 長い年月がかかるということですけども、それだけに、事業費のほうですね、これもかなり高額になるんじゃないかということで、もし分かれば、事業費とか、それから国の補助金もあるのかなと思うんですけども、その辺り、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。先ほど申しましたように、昨年度、実施計画の策定業務が仕上がって、その結果を今申し上げました。その中で、総事業費ですね、工事の総事業費が約３億円程度かかるというふうに、今のところ、概算の工事費が出ております。そして、補助につきましては、補助率は国が５５％、そし

て、県のほうが21%ということで、76%の補助金を見込んでおります。ということで、町の財源としましては24%になってくると今は見込んでおります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 町の持ち出し、3億円の24%ですが、6,000か7,000万ほどですね、そのぐらい見といたらいということ、これは概略ですから分かりませんが、そのぐらい予定だということです。こういうことを通して、災害を防ぐ安全対策をまたよろしくお願いしたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。高齢者等の感染予防対策としてのワクチン活用で医療費の抑制を推進してはどうでしょうかということです。現在、高齢社会になってきて、この神河町は高齢化率が高いということで、今後ますます医療費がかかるということで、その抑制を、少しでも少なくしていくということを思っているんですけども、神河町におけるワクチン接種の実態を伺います。

現在、感染予防として、高齢者に必要なワクチンはどのようなものがありますかということです。そのうち、定期接種されているのは、どんなワクチンなのでしょう、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

当町としましては、第2次神河町長期総合計画で掲げていますとおり、町民の皆様が安心して暮らせる環境を基本目標にまちづくりを進めてまいりました。

新型コロナウイルスワクチン接種開始時は、町民の命を守るため、町内医療機関と連携を図って早急に接種ができる体制を整え、感染力が高いインフルエンザにおいては、高齢者以外に1歳から中学校3年生、身障手帳1級、生活保護の方に接種費用助成を行い、感染拡大・重症化予防対策として実施をしてきました。

また、带状疱疹ワクチンにおきましては、発症することで重症化、後遺症が長期化になることから、令和7年度の国の定期接種化に先んじて、兵庫県への補助制度の要望と、町独自で令和6年度よりワクチン助成を行っており、昨年度は153人の方に御利用いただいております。

しかし、現在の感染動向としましては、インフルエンザ・百日ぜき・リンゴ病・マイコプラズマ肺炎等の様々な感染が今までになく増えているところは危惧しているところでございます。

当町としましても、町民の健康づくりや疾病予防を推進していくためにも、国・県の状況を見ながらも、積極的に安全で効果的な予防策を提供できるよう検討してまいります。

また、詳細につきましては、健康福祉課から御説明申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課保健師事業特命参

事の木村でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきたいと思
います。

65歳以上の成人の方で感染・重症化予防のために接種を検討すべきワクチンとし
ましては、インフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナ・带状疱疹・RSウイルスがあります。
そのうち、RSウイルス以外は、全て国の定期接種化とされております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

その中で、主なワクチンについて、町の接種補助額は、現在どのぐらいされているで
しょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございま
す。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

65歳以上の方の定期接種における郡医師会との契約単価と補助額で説明させていた
だきたいと思えます。インフルエンザの委託単価としましては5,358円であり、約7
割の3,858円の補助を行っております。新型コロナでは、委託単価が1万5,785円
で、約7割の1万2,285円の補助を行っております。そのほかに、一番高いワクチン
としましては、带状疱疹の不活化ワクチン2回分の委託単価で4万3,716円であり、
そのうちの7割の3万1,716円を補助させていただいております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） かなりたくさん補助が町から出ていると。いわゆる3
割負担、医療費でいう3割負担を自己負担というふうに割合としては見ております。イ
ンフルエンザでは、個人負担として1,500円、これは私も受けておりますけれども。
それから、新型コロナでは3,500円ですか、個人負担ですね。それから、带状疱疹ワ
クチン、私も受けさせていただきましたけれども、1万2,000円。ちょっと個人的に
は高いと思うんですけれども、带状疱疹になった場合のことを考えますと、それどころ
の金額ではないと、もっとたくさん要ると、そして、つらい思いもしなくちゃいけない
ということでワクチンを受けておりますけれども、このぐらいのことで健康な日々が過
ごせるならば、ちょっと高くかかっても、それは受けておいたほうがいいと思ってお
ります。

それで、この定期接種されている高齢者の接種率は何%ぐらいなのかなということ
です。

それから、一般的に、その蔓延を防ぐためにはどのぐらいの接種率が必要なのかとい
うことですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

インフルエンザワクチンの接種率としましては、令和５年度、６９．３％の方に打っていただいております。また、令和６年度におきましては６０％であり、蔓延を防ぐための接種率としましては、インフルエンザでは５０％以上が必要と言われております。

また、新型コロナウイルスにおきましては、ＷＨＯ、世界保健機構によりますと、蔓延を防ぐためには６０から７０％以上の接種率が必要と言われております。令和３年度の１回目・２回目の新型コロナの高齢者の接種率は９０％以上といった状況でしたが、令和６年度、定期接種化になりまして、接種率は１８％といった状況であります。接種率が高いほど発症予防と重症化予防に効果があることから、多くの方に接種していただけたらと思います。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） １番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） 小島です。現在、治療薬がないと言われている呼吸器感染症のＲＳウイルスワクチンの接種は、この町では進んでいるのでしょうか。

それから、接種時に町の補助があるのかどうかということをお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、ＲＳウイルス感染症について、少し御説明させていただきたいと思います。ＲＳウイルス感染症は、ＲＳウイルスが原因の呼吸器感染症で、主に乳幼児に多く、症状は風邪に似ており、鼻水、せき、発熱などが主な症状で、飛沫感染や接触感染で広がります。

ＲＳウイルスは、毎年のように流行を繰り返し、以前は秋から冬の流行でしたが、近年は春から夏に流行のピークがあり、２歳までのほとんどの子供が感染することから、子供の病気と考えられていましたが、近年は、成人の肺炎の原因にもなっていることが分かってきました。ＲＳウイルスの感染症の治療薬はなく、ワクチンとしましては、令和５年９月に６０歳以上を対象としたワクチンが国で承認され、令和６年１月には、妊婦に接種することで乳児の重症化を予防することのできる母子免疫による新生児・乳幼児用が承認されています。いずれのワクチンにおいても、現在、町の助成は行っておりません。また、町内の医療機関では、接種の現在実績はなく、現在問合せもないといった状況であります。ただ、国としても、定期接種化を検討しているワクチンの一つであり、住民の方でも、このＲＳウイルスのことを知らない方もいると思いますので、町としましても、広報、ホームページ等情報発信をさせていただきたいと思います。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） １番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） 小島です。ＲＳウイルスのワクチンが少ないということですが、このワクチン接種ですけれども、国のほうも最近これを協議したということですが、このワクチン接種ですね、このＲＳウイルスの。ワクチン接種で感染を予防するためにかかった経費、いわゆる接種料金ですね。それと、感染症になってからの治療に要する費用、いわゆる入院費とか薬代等ですね、その違いは、一般的にどのぐらいになると見てよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

ＲＳウイルス感染症は、一般的には軽症ですが、高齢者の方におかれましては、閉塞性肺疾患やぜんそく、心疾患等基礎疾患のある方は重症化リスクが高くなります。治療薬がないことから、インフルエンザよりも回復に時間がかかり、入院した場合、平均しておよそ３０日間の入院が必要と言われております。

また、医療機関を受診した２歳未満児の２５％が入院し、そのうち６か月未満が４０％を占めていると言われております。

１回のワクチン単価としましては、２万５,０００円から３万円といった状況です。

高齢者の方の入院費用におきましては、１か月で５７万円医療費がかかると試算され、その後も介護保険に移行すると言われております。１歳未満の平均入院費は４２万と試算され、高齢者、乳幼児とも多くの医療費が発生することになります。

なお、入院日数、治療費等の数値におきましては、ＭＤＶ（日本最大のメディカルデータベース）であったりとか、ＮＤＢ（レセプト・健診等データ）を分析した製薬会社からの情報提供とさせていただいておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） １番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） ありがとうございます。今の回答の中で、ワクチンの単価は２万５,０００円から３万円と考えて、高齢者の方、入院された場合、約５７万ですから、約１５倍から２０倍の費用がかかるということですね。ワクチン接種をしなかった場合ですね、接種した場合に比べて。そのぐらいのたくさんの費用がかかるということは、これもやはり医療費のほうからどんどんお金が出ていってるといふふうにとれると思います。その中で、今後の医療費抑制のために、感染すると多くのリスクがあるＲＳウイルス感染症を予防するために、ぜひワクチン接種を進めていただきたいと思います。特に後期高齢者では、罹患すると基礎疾患の悪化、そして、入院のためにフレイルになり、要介護へ移行するケースがほとんど聞いています。今も説明がありましたけれども。

例として、私なりに試算してみました。まず、手始めに後期高齢者の１％がワクチン接種をした場合、接種費用として１人約２万５,０００円、神河町で一応１年目に１６人

接種、これは、後期高齢者、概数で約3,200人と私は計算してるんですけども、その1%だから、32人ですけども、このワクチンは2シーズンから3シーズンぐらい有効だということで、2年ごとにするというふうに考えて、1年目に16人、またその次の年に16人、合わせて32人というふうに計算しておりますけども、として、約40万円の費用になります。これを半額町補助にすると、半額ですから20万円の町の持ち出し、1人当たりの個人負担が1万2,500円で接種できるということです。また、町の補助を予算化しても、後期高齢者対象なら20万円、65歳以上を対象としても30万円ほどの予算で済むんじゃないかと思います。これを数年かけて順次接種率を上げて、3%ぐらいになると罹患者が少なくなると聞いています。もちろんこの接種は、高齢者の重症化予防としてRSウイルスワクチンを接種するものだと思います。

ワクチン接種なしで罹患した場合、入院費、要介護費など、多額の費用が発生しまして、町の医療財政にも多くの負担が生じてくるのではないのでしょうか。その費用や負担を減らすためにも、このワクチン接種をぜひ進めていただきたい。そして、接種が受けやすいように、ぜひ半額補助制度を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。先ほど小島議員のほうの説明のほうで、高齢者の後期高齢の人数なんですけれど、今現在は2,340人といった状況になっておりますので、その方の1%となりましたら、1人当たり1万2,500円の補助をしましたら28万7,500円ぐらいになるかなと、試算しましたところ、それぐらいになるかなと思います。

それでは、全体的な説明の回答をお答えさせていただきたいと思います。

先ほど御質問いただいておりますRSウイルス感染症は、治療薬がない呼吸器疾患であり、通常は風邪症候群として治療がされており、対症療法が中心となります。御高齢の基礎疾患のある方がかかると入院が長期化し、医療費、また先ほど言われましたように、介護保険料等、大きな金額がかかることとなります。高齢化率の高い当町としましては、リスクの高い方へのワクチン接種の機会の導入と、制度導入に当たり、予防行動の啓発による効果は大きいと思います。

RSウイルス感染症において問題となるのは、高齢者及び乳幼児で重症化リスクの高いことです。現在、国においても定期接種化について議論されており、ハイリスクの高齢者及び母子免疫を目的とした妊婦への接種は、今後の国の動向を注視しつつ、県の補助制度の要望をしていきたいと考えております。また、町としましても、地元医療機関との連携を図りながら、前向きに補助等を検討をさせていただきたいと思います。また、近年、様々な感染症が流行していることから、感染症の流行状況を早期に情報発信し、注意喚起を呼びかけていきたいと思います。高齢者の死因の上位に肺炎があります。基礎疾患のある方におきましては、重症化予防のためにも定期のワクチン接種をしていた

だき、接種率向上や感染予防のための啓発、予防策の普及は不可欠となっております。特に、高齢者の方におかれましては、感染予防対策のためにも、自己免疫力が低下しないよう、日頃からバランスのよい食事と十分な睡眠、適度な運動を心がけ、フレイルを予防するなど、日頃から体調管理を心がけていただくことが大切と考えております。高齢者の健康寿命の延伸を目指す取組の普及も併わせて推進させていただきたいと考えております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ありがとうございます。先ほどの私の計算上、数字的なところがちょっと実態と合ってなかったということですが、2,340 人となれば、3,200 よりかなり少ない人数であるということから考えますと、それを予算化しても、20 万と書いてありますけども、28 万の2分の1で14 万ぐらいになるんじゃないかと思っております。そのぐらいの金額で町が補助していただければ、これが3%に増えても100 万までぐらいの金額でできるんじゃないかと思っております。

そこで、ワクチンの接種に対して前向きに検討をしていただくということですが、その内容ですね、前向きに検討していただく内容としては、いわゆる町民へのPRはもちろんですけれども、半額補助制度、これも前向きに検討していただくと捉えてよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） まず初めに県、国の動向も注視しながら、まず県への要望も町としても行っていきたいなと思っております。その上で、このRSウイルスのPR等も住民にさせていただきながら、町としましても、半額助成っていいですか、金額的なところは今後財政とも協議させていただきながら、幾らか助成等も前向きに検討させていただきたいなと思っております。以上となります。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。ぜひとも、そういう前向きに検討していただいて、これからますます高齢化が進む当町にとって、将来の医療費抑制が喫緊の課題であると今思っております。少しの接種費用で最大の医療費抑制効果が得られますように御検討をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を15時20分とします。

午後3時02分休憩

午後3時20分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、6番、吉岡嘉宏議員を指名します。

6番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。6番、吉岡嘉宏でございます。

2点させていただきますが、1つ目、1、山名町長、5期目への出馬はどうされるのかということです。令和7年11月に予定されている神河町長選への出馬はどうされるのでしょうか。県下最少人口の神河町が、スキー場建設などの観光戦略や少子化対策に対し、ほかの自治体より早く手をつけられたのは山名町長の決断と行動によるものと考えます。年齢的にも円熟を迎えた山名町長に5期目の出馬をお願いし、町民が笑顔あふれるまちづくりを進めてほしいと思いますが、お考えはどうですか。もし出馬をこの場で表明されるならば、4期16年の振り返りを、また、5期目出馬される場合、今後の課題として、危機的な少子化問題、令和6年の町内出生者数は29名、年々増えてくる特定空家問題、後継者不足に悩む農家の問題、森林再生に向けた取組、企業誘致への取組など、考え方を示してください。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

さて、御質問の11月執行の神河町長選挙について、この場をお借りいたしまして、私自身、引き続き町政へのかじ取り役を担う決意をここに表明させていただきます。少し長くなりますが、よろしくお願い申し上げます。

4期16年の振り返りですが、まず、私が就任しました1期目でございます。「ほんまにひとつの神河町」として、「お年寄りが安心し、子供たちの笑顔があふれるまちづくり」をキャッチフレーズに、初当選させていただきました。その後、財政の健全化、学校統合、神河中学校及び神崎小学校の開校、中学3年生までの医療費の無料化、映画ロケの誘致、さらに、住民参画のまちづくりの一環として、集落別町長懇談会などを実施してまいりました。

2期目に入りまして、「住むならやっぱり神河町」をキャッチフレーズに、観光施設維持活用計画や公共施設等総合管理計画の策定、防災行政無線整備を進めてきました。また、第1期神河町地域創生総合戦略を策定し、安定した仕事、交流から定住、結婚・出産・子育て、豊かな暮らしの4本の柱を軸に施策を展開してまいりました。特に、若者定住施策を中心に、シングルマザー移住促進事業の実施に加え、山林の再生に向けて、国から野邊町参事の派遣を受けるなどの取組も行いました。あわせて、中学生夢実現事業、地域おこし協力隊、集落支援員、移住コーディネーターの配置を通じて、移住・定住施策・地域活性化の推進に努めてまいりました。広域連携の面では、「銀の馬車道 鉾石の道」が日本遺産に認定され、歴史文化遺産の保存・活用など、地域の宝物にさらに磨きをかける地域創生も本格的に始まりました。さらに、峰山高原スキー場建設計画

をはじめ、観光振興を力強く推進してまいりました。加えて、健康福祉の拠点施設として、公立神崎総合病院北館改築計画の策定にも取り組みました。

そして、3期目に入りましてからは、「住むならやっぱり神河町」「交流から定住」、後に「交流から関係、そして定住」をキャッチフレーズに掲げました。また、第2次神河町長期総合計画を策定し、「ハートが安らぐ・賑わう・繋がる」、合い言葉は「大好き！私たちの町 かみかわ」「安心して暮らせる、みんなが活躍できる、未来に希望が持てるまちづくり」を推進してきたところでございます。

主な取組としては、峰山高原スキー場開設、道の駅「銀の馬車道・神河」の整備、町道作畑・新田線改良工事、公立神崎総合病院北館の改築、経営改善に向けた兵庫県から春名事務長の派遣、第2期地域創生総合戦略の策定、過疎地域自立促進計画、文化財保存、町史編さん事業の着手、病児・病後児保育施設の開設など、多岐にわたる施策を展開してまいりました。

神河町は平成20年3月に「人権尊重のまち」宣言を行い、これまであらゆる人権に関わる差別の解消に取り組んでまいりました。さらに、令和元年12月には、部落差別の解消の推進に関する条例を制定し、令和2年7月には、脱炭素社会を目指す「クールチョイスなまち」宣言、同年12月には、「恒久平和のまち」宣言を行うなど、全ての人が幸せになるためのまちづくりに向けた基本的な理念をお示しすることができたものと考えています。

また、学校跡地活用として、越知谷小学校においては、未来型の総合農業研究センターと越知谷アグリキャンプビレッジの誘致、大山小学校の解体・整備に取り組んでまいりました。企業誘致としては、福本地内のシイタケ菌床の貸し工場の稼働、中村地内における株式会社大十の物流倉庫の建設、そして、栗地内のユタックス跡地に株式会社GFを誘致するなど、取組を進めてまいりました。

4期目に入りまして、さきに述べましたとおり、「人権尊重のまち」「クールチョイスなまち」「恒久平和のまち」などを宣言し、持続可能な多様性を尊重するまちづくりを推進してまいりました。また、キャッチフレーズとして、「交流から関係、そして定住」、みんなが元気になる「大好き！私たちの町 かみかわ」を掲げ、行政課題解決に向けて、全力で各種政策を展開してまいりました。

政策課題は、第2次神河町長期総合計画の基本構想及び前期・後期基本計画の内容を基本として、令和4年度に策定しました2050神河将来ビジョンを軸に「変わらない風景を未来の世代へ」という理念の下、まちづくりを推進してまいりました。あわせて、地域創生総合戦略に基づき、最大の課題である人口減少対策、そして持続可能なまちづくりに取り組んでまいりました。

また、4期目のスタートは、新型コロナウイルス感染症拡大の真ただ中であり、一日も早い終息と疲弊する地域経済の回復、低下を懸念される地域力の回復と持続化に向けて全力で取り組んでまいりました。

重点政策は、1点目として、安全・安心のまちづくりです。災害対策として、神河町災害時受援計画の策定と72時間対応の非常用発電機の整備による防災力と災害警戒態勢の強化、国が推進する防災・減災・国土強靱化を踏まえた河川内立木等の除去と土砂の河床均平、河川内堆積土砂のしゅんせつなど、インフラ整備による防災・減災。そして、赤字ローカル線、JR播但線利用促進事業について、令和5年度から7年度にわたって3か年の取組を展開。具体的には、令和6年度の実績、そして、1点目、特急「はまかぜ」利用促進補助については237件、2つ目、JR播但線の利用促進補助としては2,037件、3点目の遠距離通勤通学補助320件となっています。令和7年度が3か年の最終年度であり、その成果と今後の取組については、JR播但線維持利用促進ワーキングチームでしっかりと総括し、次につなげてまいります。

2点目の重点施策、子育て・移住定住政策でございますが、空き家・空き土地バンク事業の継続、若者向け住宅支援、具体的には、家賃補助、取得支援、リフォーム補助を継続実施してきました。移住者支援強化策としては、令和2年度に移住サポートセンター、現在、ひと・しごと・未来館であります。開設をしました。子育て世帯へ給付金支給と町独自事業として、児童扶養手当受給者・非課税世帯へ1人当たり5万円を上乗せ支給。また、小学校、中学校入学支援金制度、中学校通学用自転車購入助成金制度、食べ盛り応援給付米事業などなどでございます。

3つ目の重点施策、雇用創出、観光交流・産業振興でございますが、山林、農地を活用した農林業再生事業を実施してまいりました。

企業誘致による雇用の創出、こちらは柏尾地内、現在、サンアロイ工業株式会社が事業展開をしておりますが、それと併せて、創業促進事業、企業支援が延べ35事業所、こちらは平成27年から令和6年の実績であります。関西電力大河内発電所エルビレッジ跡地に、トヨタカローラ姫路とSUGOMORIリゾートによるオートキャンプ場、こちらは令和8年春のオープン予定となっています。粟賀小学校跡地再開発、これは7月6日オープンの神河町図書コミュニティ公園、通称「桜空」の施設整備を行いました。峰山高原リゾートホワイトピークは、暖冬の影響を受けた令和元年度の1万9,400人以外は安定経営を継続し、令和5年度までシーズン平均5万8,000人であり、8シーズン目となった令和6年度は、過去最高の6万9,100人、ホテルの運営と併せて、年間を通じた雇用創出となっています。

4点目の重要施策、地球温暖化・ゼロカーボンであります。「クールチョイスなまち」宣言、「ゼロカーボンなまち」宣言を基本に、2050年、ゼロカーボン実現に向けた地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定をし、かみかわ未来環境塾の継続と住民との意見交換、実行力のある政策へ反映してまいりました。

5点目は、新型コロナ対応であります。ワクチン接種体制の整備、令和5年5月、感染法上の5類移行後も基本対策を継続し、インフルエンザ予防接種を推進してきました。地域経済支援としては商品券あるいは燃料費の支援を行いました。また、臨時交付金等

を活用して物価高騰・低所得者対策を展開してきたところです。

6点目としては、行財政改革、自治体経営でございます。第3次行財政改革大綱を策定、テーマとしては地方創生の流れに沿った一歩踏み込んだ改革として、財政負担を抑えた持続可能な運営に取り組んできました。町内7ブロックに地域自治協議会を設立。それぞれブロックごとの特色ある活動を支援してまいりました。

7点目として、その他の継続政策でございますが、とにもかくにも少子高齢化・人口減少対策、地域創生総合戦略の強力な推進です。2050神河将来ビジョンの策定、第2次神河町長期総合計画（後期基本計画）の策定、あわせて、神河町第3期人口ビジョン並びに地域創生総合戦略を策定してきました。コロナ禍により弱まった地域コミュニティの回復、広域行政の推進では、中播消防署本署及び北部出張所移転建て替え事業、そして、もう一つは、中播北部新クリーンセンターの建設であります。公立神崎総合病院の健全運営、はりま医療センターとの連携。

以上、この4年間、役場職員はじめ、神河町議会、そして町民の皆様の御支援により、人口減少を食い止めるには至ってはおりませんが、一步一步着実に前進してきたと感じています。地域創生の精神である産・官・学・勤・労・言が示すとおり、まちづくりには行政だけではなく、住民や民間の協力が不可欠であることは言うまでもありません。官民協働と多様な視点を生かしたまちづくりをさらに強力に推進しなければなりません。

「交流から関係、そして定住」、みんなが元気になる「大好き！私たちの町 かみかわ」「変わらない風景を未来の世代へ」「突き抜けよう！かみかわ」、その思いを強く持ち、引き続き町政のかじ取りを担う一端を述べさせていただき、私の決意表明とさせていただきます。

そして、5期目、次の4年間であります。令和7年度は、旧神崎町と大河内町が合併して20周年という節目の年であります。今日まで神河町が地域資源を生かしながら魅力あるまちづくりを進めてこられたのも、ひとえに町民の皆様、そして神河町を応援してくださった多くの方々のおかげと心から感謝申し上げます。

神河町の最大の政策課題は、人口減少を克服して持続可能な町の実現にあります。国の地方創生は10年経過して、これから地方創生2.0として新たなスタートを切りました。神河町も国と連動して、この間、地域創生総合戦略5か年計画を2期にわたって、人口減少対策と地域の活性化に取り組んでまいりました。この10年間に於いて一定の成果は見られたものの、少子化と人口流出増加は今も進みつつあります。一方、この間に於いて2050神河将来ビジョン、神河町長期総合計画（後期基本計画）を策定し、これらを連動させながら地域創生の各種事業に取り組んでまいりました。

そして、令和6年度、新たに策定しました神河町第3期地域創生総合戦略と、令和7年が神河町誕生20年の節目であることも含めて、神河町地域創生の新たな飛躍の年と位置づけ、人口ビジョン、人口動態、次の5年間で社会増、いわゆる転入超過となる各種政策展開を推進し、子供からお年寄りまでが、神河町が楽しい、神河町が安心して暮

らせると思える、特に若者が住み続けられる、住み続けたいと思えるまちづくりに全力で取り組んでまいります。そのためにも、本年7月6日にオープンをいたします神河町図書コミュニティ公園「桜空」は、神河町の未来につながるシンボルとして、また、この周辺エリアのランドマークとなり、老若男女が集えるオアシスとして位置づけ、文化や芸術など、利用者の感性を育む施設となるよう運営していくことが重要です。

5期目に向けたキャッチフレーズは、2期目のキャッチフレーズでもあった「住むならやっぱり神河町」を柱に「交流から関係、そして定住」、みんなが元気になる「大好き！私たちの町 かみかわ」「変わらない風景を未来の世代へ」、そして、「突き抜けよう！かみかわ」として、懸案事項である各種行政課題解決に向けて奮闘してまいります。

今後の課題としての御質問にございました5点についてでございます。4年前にも申し上げましたが、この課題は多くの自治体が直面しているものであり、根幹は同じであると考えています。究極の考え方としては、子を産み育てられる環境があるのか、神河の地に根を張って生活し続けることができるのか、若者が町外に出ていくことを引き止めることができるのかといった問いに対する答えではないかと考えています。住み続けられる条件があるのかどうかということではありません。もちろんその条件とは、人それぞれで異なりますが、少なくとも魅力のあるところに人は集まってくる。そこに進む人たちがよいところだ、自分の町が好きと思える町でなければ、人をとどめることも、人を呼び込むこともできないと私自身考えています。

その上で、1番目の質問にもありました、危機的な少子化問題については、人口減少対策として、第3期地域創生戦略に基づく各種事業実施にあります。具体的には、若者移住定住、特に若年女性の定住に向けた雇用の創出、さらなる子育て、教育環境の一層の充実に取り組んでまいります。

2番目の空き家対策については、ブロック別町長懇談会においても、特に危険な空き家対応について多くの御意見を頂戴しました。令和6年度において、神河町空き家等対策協議会で取りまとめた内容を基に、しっかり対応していくこととし、あわせて、地域とも協議を重ねながら、課題の解決に向けて取り組んでまいります。

3番目の後継者不足に悩む農家の問題では、これまでの実績として、農業従事者確保対策、放棄田の増加対策として、新規就農者育成支援、営農組織の法人化、施設・機械に対する集落営農支援、農地を守る活動促進事業や環境保全型農業推進補助、有機野菜の実証栽培と学校給食への提供と生産販売支援への拡大、地元集落・地域営農からの相談対応、各種制度の紹介などに取り組んでまいりました。これからの政策展開としては、農業を担う農業者の誘致、新規就農者に対する補助制度の創設、営農組合の広域化と法人化、後継者発掘のための経費の支援、出荷先の創出支援、町内に出荷する事業者の新規開拓、JAとの連携強化、地域おこし協力隊制度の活用、既存補助制度の情勢に適応させた見直し、国庫帰属制度活用による国管理への移行を基本に、制度の紹介と詳細な

説明も行っていかなければいけません。

4 番目の森林再生に向けた取組ですが、各種補助制度、森林環境譲与税、町単独補助事業でスマート林業の推進、担い手育成を柱に、間伐目標年間 3 0 0 ヘクタールとして、針葉樹の計画的な間伐・主伐・再生林の実施をしていきます。また、広葉樹林化の促進、多面的機能の活用としては、景観、防災、水源涵養、温暖化防止に取り組むこととします。具体的には、森林経営計画策定後の施業推進、森林大学校との連携による林業従事者の確保、桜華園再生植樹、桜プロジェクト、里山防災林、野生動物共生林、斜面对策、危険木伐採、カーボンニュートラル、J クレジット実証事業として、町内循環型事業の具体的な検討等に取り組んでまいります。

5 番目の企業誘致の取組については、引き続き取り組むこととしながら、本年度より本格導入した地域活性化起業人制度の活用によるサテライトオフィス誘致、そして、企業誘致には欠かせない 1 0 ギガを基本とした高速インターネット環境整備は必須事項であると考えています。

6 点目のその他継続施策として、公立神崎総合病院の経営健全化、町内観光交流施設、公共施設、道路・橋梁・上下水道といった公共インフラの維持管理について、引き続き効率化を図っていかなければいけません。

以上、私の思いを述べさせていただきましたが、いずれにしても、兵庫県下で面積は広いですが、人口規模では一番小さい兵庫県のど真ん中に位置する神河町が、これからも変わらない風景を未来の世代につなげるためにも、短期・中期・長期的な政策展開、2 0 5 0 神河将来ビジョン、神河町長期総合計画、第 3 期神河町地方創生総合戦略を基本に、チーム神河として、町民、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、吉岡議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。大変力強い、希望の持てる、そういう声明じゃなかったのかなというふうに思います。

これで長文の回答書もらっただけですけど、少しだけこの回答について聞きたいことがあります。お手元の、皆さん、7 ページ開けてください。

その中で、1 番の危機的な少子化問題の中で、さらなる子育ての充実というくだりがあります。そこで、さらなる子育てのことで具体的に聞きたいんですけど、今、給食費の半額補助をやっています。令和 6、令和 7、給食費の半額補助をやっています。これは国の価格高騰重点支援地方交付金とかいうのをを使って、一般財源 3 0 0 万ぐらいで済んでおるんですけども、今後、令和 8 年度以降、この給食費の半額補助制度が、できたらなしが一番いいんですけども、ここらについての考え方はいかがでしょうか。

じゃあ、町長。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この少子化対策としての教育環境の充実、その中での給食費の無償化についての考え方というところでございます。

御承知のように、現在神河町は国の交付金も活用させていただいて、給食費の半額、そして原材料費の高騰分については町が負担をしていく、そういった政策展開をしてきました。結論として、国においても、給食費の無償化については、もう具体化、来年度からというふうに動いておりますので、そのように考えますと、国に連動して神河町もその動きになってくるのかなというふうに、私自身考えております。あわせて、この間、兵庫県町村会としても、学校給食費の無償化については、町村会の要望としても、国あるいは国会議員への要望もこの間してきたところでもありますので、そういうことも含めて、そしてまた、近隣、市川町、福崎町においては、この無償化について取り組んでいるというところでございますので、そういった状況も踏まえながら、具体化をしなければいけない、私自身思っているところであります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。結局、給食費の無料化については、2026 年度から国が小学校を手始めに始めるというような情報が出てますんで、その動向を見極めるということで、分かりました。

給食絡みですけども、もう 1 点だけ給食について聞きます。これは委員会でも出した話ですけども、有機栽培の野菜、米を使って、子供の給食に使うということでもあります。僕がずっと前から聞いている話は、教員、学校の先生の話、神河町に来ると一番おいしい学校給食が食べられる。物すごいうれしい。これ、複数教員から僕、聞いてます。なおかつ、有機米とか有機野菜を使って、さらに特色ある給食をすることによって、お子さんをお連れになった転入者が増えへんかなと、そういうようなことを思っています。

ところが、去年から始まってますが、給食で有機米、有機野菜を使ったのは、給食日数というのは年間約 180 日あって、中学校、小学校、6 回です。これは少ないなと思うんですけど、これらの見込みですね、令和 8 年度以降、どんな感じになるかなと、増やしてほしいなという思いで、どういう見込みか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 町長からじゃなくてもよろしいんですか。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） いいです。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。吉岡議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

令和 6 年度から 3 年間かけまして、兵庫県と一緒にしまして、町内での有機野菜、有機米の栽培、実証実験を行っているところです。これは町内の農家さんに本当に御協力をいただきまして、有機米、有機野菜を栽培いただいて、それを給食に一部活用させていただいてるということで行っております。昨年度、180 日中 6 回ということでしたけども、まだ実証段階でありますので、収量がそれほどありません。お米で

いいますと、ほぼ使わせていただいておりますけども、野菜はなかなか収穫したものと給食で使う量というのが合わないの、それほどは使えてないんですけども、基本的には昨年度の回数を基本として考えていきたいと思います。いずれにしましても、農業者支援という観点で有機農法の実証実験をさせていただいて、行く行くは一般消費者への販売などを行っていただきたいと思っておりますが、それまでの間につきましては、給食センターは、農業者へのセーフティーネットという立ち位置で有機米、有機野菜の使用を考えていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 教育課長の答弁があったところでございます。それと、私として、これからの地域創生も含めた中では、吉岡議員も言われたように、やはり、子供には、国の基準は当然クリアしているものを現在も学校給食の食材に使っておりますけども、それ以上のおいしい食材を提供していく、その一つに、この有機農業で育てた食材を活用するという、これは、国もその政策で展開をしてきているところでありますので、兵庫県もそれは推進をしておりますから、そういった流れも含めて、神河町、限られた農地でありますので、その中で農業経営をしていくということは、やはり付加価値を高めた農業をしなければいけないという、そういう視点から、おのずと有機農業というところは、しっかりとこれから展開をしていかなければいけない、その中で学校給食に活用していこうという、そういうことであります。あわせて、私、先ほどの出馬表明の中でも申し上げましたが、行政として、出口の問題もしっかりと確保していく、こういうことがやはり生産者にとっては一番安心するところでありますので、その辺、生産者のやる気になっていただけるような、そういう政策展開をしっかりとやるという思いでございします。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 答弁ありがとうございました。一層の有機野菜、有機米の推進についてお願いしたいと思います。

次に聞くんですけど、同じく資料7ページのとこの②番の空き家対策、特定空家の形になります。テレビ見ておられる方向けに言いますけど、特定空家と言われてもぴんとこないであろうから、ちょっと詳しく言いますと、このまま放置しておれば崩壊してしまうような、いわゆる幽霊屋敷、こういったものを特定空家といいます。特定空家になるには、特定空家の協議会が役場に設置してありまして、そこでチェックシートを持って現地へ行って、幽霊屋敷のようなところへ行って点数をつけます。一級建築士の方が恐らく担当やと思うんですけども、そこへ委託して点をつけてもらいます。150点満点で100点から150点の間にランクづけがされると特定空家に認定され、そして、100万円補助金が出て取壊しができると、こういうもんであります。

ここから、神河ならではの中山間地の課題、問題について申し上げます。これは、今

言った幽霊屋敷を壊すのに、言葉は悪いですけど、幽霊屋敷になったようなおうちを壊すには、今言ったように点数がついて、100点から150点という大きな点数がつかないと認定されないんですね。もう家が傾いてしまってる、瓦が落ちてる、床は落ちてる、畳は下に落ちてる、もうこんな感じでないと駄目なんですよ。ところが、さっきも言うたように、中山間地特有の事情があって、母屋がある、横に農小屋がある、あるいは昔の家で、牛飼うとった牛小屋がある、こういった場合に、牛小屋であるとか、農小屋であるとかは、きちっとした強い基礎で建ってませんから、ぼろぼろになっとんですね。だけど、それは附帯施設ですよ。今言った特定空家に認定してもらって100万円の補助金もらおうと思うと、母屋が100点以上ないと当たらへんという盲点があるんです。私が遭遇しているケース、私だけじゃなくって、ほかの区長さんからも要望上がっていると思いますけども、今言ったような、牛小屋を潰したいとか、農小屋を潰したいといったときに、母屋がどないもなかったら何も出まへんよと、これが今の盲点になっとんですね。

これについて、私の村でもいろいろ取組もしたんです。最終的には、私有財産やから、本人が、所有者が相続放棄しとってないんやから所有者にまだ権利あるから、私有財産制の社会やから、本人がお金払って潰しなさい、これはもうそれだけ聞いたら当たり前のことです。我々もそういうふうに言ってます。迷惑かかって、瓦やトタンが飛んで、隣の家、もう非常にお困りで怒ってとってんですよいうて、そういう交渉も我々したんですね。よくよくヒアリングもしたんですよ、村で。そしたら、もちろんプライバシーの問題あるからお名前も何も言えないですけども、非常に生活に困っておると。簡単に言うと、税務課風に言うと、市町村民税非課税世帯ということです。

何か今後、山名町政、もし次、当選ということになった暁には、こういった特定空家制度の盲点がありますんで、ぜひそういう農小屋とか牛小屋の解体の補助金、例えば上限50万円で事業費100万で、2分の1補助で、上限アッパー50万でどうやと。それを年3件、150万の一般財源ですね、これがお金がないとはならないと思うんですけども。こういったことを、本当に困ってるんで、特に今言ったような農小屋とか牛小屋の残りがぼろぼろになると、ドブネズミが出てきたり。実際、ドブネズミ20匹捕獲しとんですね、隣の人がね。そういうひどい状態が生まれてますんで、衛生管理上もよろしくないんで、個人負担はもらいながらも、2分の1補助制度ぐらいで母屋でない農小屋等の附帯施設についてのこういった補助制度をつくれへんかなというふうに思っているんです。

お詳しいんが僕は前田副町長かな思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。中山間地域特有の課題というのは、本当に私もそんなふうに感じております。今、町が取り組んでますのは、今解説していただいたとおり、国の決まりに基づいてやるということをやっています。それと、お話の中にも言って

いただきましたけれども、これは町も一緒ですが、所有者責任というのがあくまでも原則であるという中で、国の制度に合わせて公平な税の執行ということで、税の使い方として公平公正ということで現在の取組があるということです。

ただ、国の中で漏れ落ちてるというか、外れてるのが附帯設備だということだと思ってます。先日もこの話が出てました。少し私のほうでも見てたんですけども、全国の自治体の中では、それぞれの自治体の中で一定の要件を決めて、もう少し拡充するという取組もあるようにも思います。それと所得要件ということをつけてやってる自治体もあるようにも思います。ここでこうしますというのは断言できませんけれども、それが課題であるという問題提起を受けまして、町としては確かに問題提起だなというふうに思いますので、少し調べたり、検討をさせていただきたいと思ってます。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 課題として重く真摯に受け止めると、こういう考えということで分かりましたんで、課題として、これから次の次ぐらいの一般質問でまた聞くかもしれませんが、よろしくお願いします。

それでは、次行きます。2 番、神河町独自施策には P R が一工夫要るんじゃないかという、こういう質問でありまして、J R 播但線利用促進事業と町民温水プールグリーンオアシスの利用者モニターによる血液検査結果の取組、こういったことはほかの町にないすばらしい取組ですが、今言いました、播但線の切符を買うと 2 分の 1 補助があるとか、町民温水プールで泳ぐことによって中性脂肪が減って健康になるんですよとか、こういったことが町民に広く伝わっていません。伝わっていないようですとは言いません。伝わってません。僕は、これは町民の人と会話をしてはと思ったんですが、例えば J R 播但線利用促進の 2 分の 1 補助なんかやったら、ポスターの一つも作って、駅とか置いたらどうですかという話を聞きまして、ほんまにそやな思いまして質問させてもらってます。また、各区の公民館にも、そういう利用促進、播但線の切符買うたら 2 分の 1 補助ですよ、あるいは町民温水プールグリーンオアシスを使うと非常に健康にいいんですよというようなことを公民館にポスターを貼付したらどうかなというふうに思います。

それでは、1 つ目、J R 播但線利用促進事業の創設ということで、この補助制度、何でできたんかということテレビ見ておられる方にも知ってほしいという意味で質問します。経緯と内容について説明をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和 4 年 4 月の 1 1 日ですけれども、西日本旅客鉄道株式会社、J R 西日本ですけれども、J R 西日本がローカル線に関する課題認識と情報開示についてと題しまして、沿線人口の減少・少子高齢化、道路整備や道路を中心としたまちづくりの進展など、ロー

カル線を取り巻く環境が大きく変わったこと。それから、また輸送密度、平均通過人員ともいいますけれども、1日2,000人未満の線区について、一定の前提を置いた算出の下、線区別の収支率などを開示されました。その中には、兵庫県内路線、播但線を含む4路線6線区が、大量輸送という観点で鉄道の特性が十分に発揮できていない、地域の皆様と課題を共有し、特性・移動ニーズを踏まえて、鉄道の上下分離等を含めた地域旅客運送サービスの確保に関する議論や検討を幅広く行いたいという発表がございました。

そのときの資料としましては、播但線の寺前から和田山間の輸送密度の資料が出ておりました。寺前から和田山間、営業キロが36.1キロでございまして、1987年、昭和62年になりますけれども、そのときの輸送密度ですけれども3,388人、そこから2020年になりますと、輸送密度が714人というふうなところで、1987年と2020年を比較し、輸送人員は79%の減というふうになっておる。また、2018年から2020年までの収入から支出を差し引いたもので、マイナスの6.7億円、それから収支率も27%というふうになっておるといふような資料が出されました。

その公表を受けまして、神河町では、特に寺前－和田山間の上下分離や廃止もあり得ること、また、それが広がり寺前－姫路間への拡大なども含め危機感を持ちまして、兵庫県及び沿線市町と構成する日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線鉄道整備・利用促進協議会や商工会、それから観光協会や地域住民で組織しますJRローカル線維持・利用促進協議会ワーキングチームに参加いたしまして、利用促進策を検討してまいりました。

神河町の施策は、1日2,000人未満の寺前－和田山間を最優先といたしまして、寺前から姫路間を含め、播但線全線の利用促進をするため、令和5年度から、新規の利用者を増加させるため、令和7年度までの3か年ということで、町長の答弁にもありましたけれども、次の3つの事業を実施しております。

1つ目、特急はまかぜ利用促進補助事業。寺前駅を発着として特急「はまかぜ」を利用する町内の個人または団体の皆様へ、乗車券、それから特急券の購入費用の2分の1、年間1万2,000円を上限に補助するものでございます。

2つ目ですけれども、播但線利用促進補助事業。町内の駅、長谷駅、寺前駅、新野駅を出発としまして、往復利用する町民の方に乗車券の購入費の2分の1、毎月上限3,000円という形で実施をさせていただいております。

3つ目ですけれども、遠距離通勤・通学補助事業。長谷、寺前、新野駅のそれぞれの駅を起点としまして、片道50キロ以上の遠距離通勤・通学をされる方に、一月5,000円を上限に補助いたしております。なお、寺前から和田山間につきましては、距離に関係なく5,000円を上限に補助をいたしておるところでございます。

いずれの補助事業におきましても、新規利用を促進するものでございます。また、この事業と併せまして、長谷地区の振興を考える会に委託し、長谷駅の利用促進及び播但線の利用促進を実施しております。住民の皆様の御理解と御協力によりまして、現在の

輸送密度の状況では、少しずつではありますが、輸送密度が上昇しておりまして、効果が現れているものと思っております。

参考にですけれども、現在の状況といたしまして、寺前－和田山間ですけれども、先ほど2020年は714人と申し上げましたけれども、2021年には924人、それから2022年には972人、それから2023年には1,047人というふうなところで、微増ながらも増えておるというふうな状況でございます。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。制度のおかげで、700人やったものが1,000人に増えてきたなというふうに効果を感じました。

次に、町民温水プールグリーンオアシス、これについては、ちょっと質問短くします。温水プールモニター利用で、血液検査等をモニターの人、二十何人にしてもらったんですが、その血液検査の結果について教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

令和6年9月11日から12月7日までの間、水曜日、木曜日、土曜日に1時間の水中運動を実施し、41歳から78歳までの23名の方々に御協力をいただいて水中モニタリング事業を実施いたしました。実施前後の体組成及び血圧・血液データの測定結果では、特に善玉コレステロール値において全体の91.3%、21名の方に改善が見られました。また、中性脂肪値では60.9%、14名、血圧についても約60%の方に改善が認められ、水中運動が健康促進に一定の効果をもたらす検証が実証されました。

以上、吉岡議員の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 水泳のよさ、水中運動のよさというのが物すごく出ていて、健康の大切さ運動の大切さがよく分かることだと思います。

冒頭言いましたように、今言ったこの2つのすばらしい事業について、広報紙と役場のホームページではいかんと、ポスター作ろうよということを、この本会議ではなくて、委員会でも申し上げました。今日、びっくりしたんですが、自動ドアを開けて役場本庁舎へ入ると、御意見箱と、それから検温器とアルコール消毒とぱっとあるんですね。そこに見事なポスターがありました。それは、JR播但線利用促進事業の立て看板ポスターでした。私はびっくりしました。ごますりなしですばらしいなと思いました。あれを3駅に置くと、あれそのものをポスターにして、もう立派ながわたに入って立て看板になってましたからね、立て看板そのものを公民館には置かれへんので、ポスターを公民館に貼ってもらったらいいなと思うんですけども。中身については、今日聞くまでもなく、よかったですわ。

ひと・まち・みらい課長に聞くんですけども、公民館にはどんな形で貼ってですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

ありがとうございます。吉岡議員からはポスターの掲示の依頼もありまして、遅くなりましたけども、やっとああいうふうな形でポスターの掲示ができたというところでございます。各区の公民館におきましては、区長に配布する広報と併せて、今度の7月号の広報の配布時に、各区に貼れるようなポスターというふうな形で、40区のほうにお配りをするというふうに考えております。

また、あわせて、人の集まる場というふうなところで、町内のスーパー等にもお願いをして、掲示のほうさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） それで納得しました。よろしくお願いします。

それでは、グリーンオアシスを使ってるモニターの人の血液検査の結果が物すごくよくなったという、このポスターについてはどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民温水プールの中運動事業につきましては、令和6年度のモニタリング事業において、健康促進効果が実証をされました。この結果を年間を通じてPRすることで、これまで利用のなかった層の利用につなげていきたいと考えております。PRにつきましては、広報紙や役場のホームページの掲載に加えて、本年も7月から9月に水中運動事業の実施を予定しており、集中PR期間として位置づけ、新聞折り込みや広報紙への掲載、さらに、区長様を通じて各区の公民館などにチラシ掲示をお願いすることなど、広報活動をより一層強化し、多くの方に御参加いただけるよう努めてまいります。

また、健康福祉課の実施するこっこつ貯筋教室などの場も活用し、水中運動事業の紹介を行う機会を増やしていきたいと考えております。

今後もこれらの取組を通じて、地域の皆様の健康づくりを支援するとともに、町民温水プールの利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。大体いいかなという考え方なんですけど、ちょっと引っかかって申し訳ないんですけど、チラシ掲示をお願いするってなってるでしょう。区長様を通じ、各区の公民館などにチラシ掲示をお願いする、チラシというのは、これA4判ですね。こんなん貼ったって何の効き目もないですわ。私がさっき、ちょっと感動した言うてました、ひと・まち・みらい課のJR播但線利用促進事業の立て看板

ポスター、これぐらいあります。こんなもんですね。大きく、いいポスターにしてもらって、公民館に貼っていただきたいと思うんですが、教育課長、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。大変失礼しました。チラシ掲示と申し上げましたが、ポスターを考えております。ただ、各区の掲示板によっては大きさの制限もあるかと思えますけども、基本的にはA3のポスターを制作することで考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。A3と言わずに、僕はもうちょっと大きいほうがええかなと思うんで、A3ではちょっとね。さっきも言いましたように、ひと・まち・みらい課の自動ドア入ったとこのポスター御覧になってください。何か感じてやと思います。僕はやる気を感じたんです、あれ見て。教育委員会も負けられないように町民にPRをひとつよろしくお願いしたいなと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から6月23日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から6月23日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月24日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後4時15分散会
